

附属書三A 品目別規則

附属書に関する頭注

- 1 この附属書は、第三・二条（原産品）の規定に基づき、産品が原産品として取り扱われるために必要とされる条件を定める。
- 2 第三・二条（原産品）(a)及び(b)の規定に定める「一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品」の原産性の基準及び「一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品」の原産性の基準は、全ての関税品目について適用する。
- 3 この附属書に定める品目別規則の解釈上、
 - (a) 「部」とは、統一システムの部をいう。
 - (b) 「類」とは、統一システムの関税分類番号の最初の二桁をいう。
 - (c) 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。
 - (d) 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

- 4 一の産品が二以上の選択的な品目別規則の対象である場合において、当該一の産品が当該選択的な品目別規則のいずれかを満たすときは、品目別規則は満たされたものとする。
- 5 関税分類の変更（以下この附属書において「CTC」という。）の要件は、非原産材料についてのみ適用する。
- 6 CTCの規則が他の関税分類からの変更を明示的に除外する場合には、その除外は、非原産材料についてのみ適用する。
- 7 この附属書の適用上、
 - (a) 「RVC四〇」とは、第三・五条（域内原産割合の算定）の規定に基づいて算定される産品の域内原産割合（以下この附属書において「RVC」という。）が四十パーセント以上でなければならないことをいう。
 - (b) 「CC」とは、産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの二桁番号の水準におけるCTCが行われたことをいう。
 - (c) 「CTH」とは、産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの四桁番号

号の水準におけるCTCが行われたことをいう。

(d) 「CTSH」とは、製品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの六桁番号の水準におけるCTCが行われたことをいう。

(e) 「WO」とは、第三・三条（完全に得られ、又は生産される産品）の規定に従って、一の締約国において完全に得られ、又は生産されることをいう。産品は、当該産品について適用される規則がWOである場合には、第三・二条（原産品）(b)の規定に従い一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産されることによっても原産品として取り扱われるための要件を満たすことができる。

(f) 「CR」とは、化学反応に係る規則をいう。化学反応による生産品である産品は、当該化学反応が締約国において行われる場合には、原産品とする。「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる過程（生化学的なものを含む。）をいう。この定義の適用上、次のものは、化学反応とみなさない。

- (i) 水その他の溶媒への溶解
- (ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
- (iii) 結晶水の追加又は除去

8 品目別規則がRVCに基づく原産地規則、CTCに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工の作業が行われること又はこれらの規則の組合せから選択することを規定する場合には、産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。

9 この附属書における記載は、二千十二年一月一日に効力を生じた二千十二年版の統一システム（以下この附属書において「二千十二年の統一システム」という。）に従ったものである。

類	統一システム番号 (二千十二年の統一システム)		品 名	品 目 別 規 則
項				
号				

				〇三	〇二	〇一	第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品
〇三・〇四	〇三・〇三	〇三・〇二	〇三・〇一				
魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	魚（生きているものに限る。）	第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	第二類 肉及び食用のくず肉	第一類 動物（生きているものに限る。）	
	CC	CC	WO		CC（第一類の材料からの変更を除く。）	WO	

〇三〇四・三九	〇三〇四・三三	〇三〇四・三二	〇三〇四・三一		
その他のもの	ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス)	なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタールス属のもの)	テイラピア (オレオクロミス属のもの)	魚のフィレ (テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタールス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリュンゴドン・イデルルス、ミクロフアリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ属のもの) のもの (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	わない。)
C C	C C	C C	C C		

○三〇四・四三	○三〇四・四二	○三〇四・四一	
ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）
CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	

	○三〇四・五九	○三〇四・五五	○三〇四・五四	○三〇四・五三	○三〇四・五二	
魚のフィレ（テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタールス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（ア	その他のもの	めろ（デイソステイクス属のもの）	めかじき（クスイフィアス・グラデイウス）	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	さけ科のもの	テイクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）
	C C	C C	C C	C C	C C	

	○三〇四・七一		○三〇四・六九	○三〇四・六三	○三〇四・六二	○三〇四・六一
	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限る。）	その他のもの	ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）	なまず（バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	ティラピア（オレオクロミス属のもの）
	CC又はRVC四〇		CC	CC	CC	CC
						ングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎよ（カナナ属のもの）のもの）（冷凍したものに限る。）

○三〇四・八九	○三〇四・八七	○三〇四・八六	○三〇四・八五	○三〇四・八四	○三〇四・八三	
その他のもの	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウテイヌス（カツオヌス）・ペラミス）	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	めろ（デイソステイクス属のもの）	めかじき（クスイフィアス・グラデイウス）	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）	オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）
CC又はRV C四〇	CC又はRV C四〇	CC又はRV C四〇	CC又はRV C四〇	CC又はRV C四〇	CC又はRV C四〇	

○三〇四・九五	○三〇四・九四		○三〇四・九三	○三〇四・九二	○三〇四・九一	
さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎ	すけそうだら（テラグラ・カルコグラマンマ）	テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリユンゴドン・ピケウス及びヒュポファタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）	テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリユンゴドン・ピケウス及びヒュポファタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）	めろ（デイソステイクス属のもの）	めかじき（クスイフィアス・グラデイウス）	その他のもの（冷凍したものに限る。）
CC	CC		CC	CC	CC	

					〇三・〇五	
〇三〇五・三一		〇三〇五・二〇	〇三〇五・一〇			〇三〇四・九九
テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルル	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	その他のもの	だら科のもの（すけそうたら（テラグラ・カルコグランマ）を除く。）
CC		CC又はRVC四〇	CTH		CC	

○三〇五・四一		○三〇五・三九	○三〇五・三二	
太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サル	くん製した魚（ファイルを含み、食用の魚のくず肉を除く。）	その他のもの	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	ス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミユロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポファタルミクテユス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）
CC又はRVC四〇		CC	CC又はRVC四〇	

	○三〇五・四四	○三〇五・四三	○三〇五・四二
<p>テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）</p>	<p>まず（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）</p>	<p>にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）</p>	<p>モ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）</p>
CC	CC又はRVCC四〇	CC又はRVCC四〇	CC又はRVCC四〇

〇三〇五・六三	〇三〇五・六二	〇三〇五・六一		〇三〇五・五九	〇三〇五・五一		〇三〇五・四九
かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚（食用の魚のくず肉を除く。）	その他のもの	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	その他のもの
CTH	CC又はRVC四〇	CTH		CC	CC又はRVC四〇		CC

				○三〇五・六四	
○三〇五・七九	○三〇五・七二	○三〇五・七一		○三〇五・六九	
その他のもの	魚の頭、尾及び浮袋	ふかひれ	魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	その他のもの	テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポファタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）
CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		CC	CC

○三・〇八	○三・〇七	○三・〇六
<p>水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）</p>	<p>軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）</p>	<p>甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）</p>
C C	C C	C C

			○四	
	○四・〇二	○四・〇一		
味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるか	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	第四類 酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	し、甲殻類及び軟体動物を除く。） 、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）
CC又はRVCC四〇	CC又はRVCC四〇	CC又はRVCC四〇		

				○四・〇六	○四・〇五	○四・〇四	
○四〇六・四〇	○四〇六・三〇	○四〇六・二〇	○四〇六・一〇				
ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロック	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード	チーズ及びカード	ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	ないかを問わない。）
CC又はRVCC四〇	CC又はRVCC四〇	CTSH又はRVCC四〇	CC又はRVCC四〇		CC又はRVCC四〇	CC又はRVCC四〇	

							○四・〇七		
○四〇七・九〇	○四〇七・二九	○四〇七・二二		○四〇七・一九	○四〇七・一一			○四〇六・九〇	
その他のもの	その他のもの	鶏（ガルルス・ドメステイクス）のもの	その他の卵（生鮮のものに限る。）	その他のもの	鶏（ガルルス・ドメステイクス）のもの	ふ化用の受精卵	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）	その他のチーズ	フォルティにより得られる模様を含むチーズ
C C	W O	W O		W O	W O			C C又はR V C 四〇	

			○五			
○五・〇四	○五・〇二	○五・〇一		○四・一〇	○四・〇九	○四・〇八
○五〇四・〇〇		○五〇一・〇〇		○四一〇・〇〇	○四〇九・〇〇	
動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬け	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	人髪（加工していないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず	第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	天然蜂蜜	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
CC（第一類の材料からの変更を除く。）	CC	CC		CC	CC	CC

○五・〇八	○五・〇七	○五・〇六	○五・〇五	
○五〇八・〇〇				
<p>さんごその他これに類する物品（加工していないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物</p>	<p>アイボリー、亀の甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、爪及びくちばし（加工していないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず</p>	<p>骨及びホーンコア（加工していないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず</p>	<p>羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず</p>	<p>し、乾燥し又はくん製したものに限る。）</p>
CC	CC	CC	CC	

○六	第二部 植物性生産品			
		○五・一一	○五・一〇	
			○五二〇・〇〇	
第六類 生きてゐる樹木その他の植物及びりん茎、根その他 これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉		動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類 又は第三類の動物で生きてゐないものうち食用に適しない もの	アンバーグリス、海狸 ^{ウツ} 香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず
CC又はRVC四〇	CC	CC		

						〇七
〇七・〇六	〇七・〇五	〇七・〇四	〇七・〇三	〇七・〇二	〇七・〇一	
				〇七〇二・〇〇		
冷蔵したものに限る。)	レタス(ラクトウカ・サテイヴァ)及びチコリー(キコリウ ム属のもの) (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これ らに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵し たものに限る。)	たまねぎ、シヤロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の 野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	トマト(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	ばれいしょ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	第七類 食用の野菜、根及び塊茎
W O	W O	W O	W O	W O	W O	

			○八		
		○八・〇一		○七・一四	○七・一三
○八〇一・一一					
乾燥したもの	ココヤシの実	ココヤシの実、ブラジルナット及びカシユーナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	カツサバ芋、アロールルート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴヤシの髓	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）
CC				CC	CC

	〇八・〇二								
		〇八〇一・三二	〇八〇一・三二		〇八〇一・二二	〇八〇一・二二		〇八〇一・一九	〇八〇一・二二
アーモンド	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものと し、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	殻を除いたもの	殻付きのもの	カシューナット	殻を除いたもの	殻付きのもの	ブラジルナット	その他のもの	内果皮付きのもの
		CC又はRVC四〇	CC		CC	CC		CC	CC

〇八〇二・四一		〇八〇二・三三二	〇八〇二・三三一		〇八〇二・二二二	〇八〇二・二二一		〇八〇二・一一二	〇八〇二・一一一
殻付きのもの	くり(カستاネア属のもの)	殻を除いたもの	殻付きのもの	くるみ	殻を除いたもの	殻付きのもの	ヘーゼルナット(コリユルス属のもの)	殻を除いたもの	殻付きのもの
CC		CC又はRVC四〇	CC		CC又はRVC四〇	CC		CC又はRVC四〇	CC

〇八〇二・九〇	〇八〇二・八〇	〇八〇二・七〇	〇八〇二・六二	〇八〇二・六一		〇八〇二・五二	〇八〇二・五一		〇八〇二・四二
その他のもの	びんろう子	コーラナット(コーラ属のもの)	殻を除いたもの	殻付きのもの	マカダミアナット	殻を除いたもの	殻付きのもの	ピスタチオナット	殻を除いたもの
CC	CC	CC	CC又はRVC四〇	CC		CC又はRVC四〇	CC		CC又はRVC四〇

○八・〇九	○八・〇八	○八・〇七	○八・〇六	○八・〇五	○八・〇四	○八・〇三
あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	パイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
CC	CC	CC	CC	CC	CC	CC

			○八・一三		○八・一二	○八・一一
	○八一三・三〇	○八一三・二〇	○八一三・一〇			
りんご	プルーン	あんず	乾燥果実（第○八・〇一項から第○八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	適しないものに限る。）	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
C C	C C	C C			C C	C C

			○九			
		○九・〇一			○八・一四	
○九〇一・一一					○八一四・〇〇	○八一三・五〇
カフェインを除いてないもの	コーヒー（煎ったものを除く。）	コーヒー（煎ってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	その他の果実
CC					CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇

			○九・〇二					
	○九〇二・三〇	○九〇二・二〇	○九〇二・一〇		○九〇一・九〇	○九〇一・二二	○九〇一・二二	○九〇一・二二
	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	その他のもの	カフェインを除いたもの	カフェインを除いてないもの	コーヒー（煎ったものに限る。）
	CC又はRVC四〇	WO	WO		RVC四〇	RVC四〇	RVC四〇	RVC四〇

						○九・〇四	○九・〇三	
○九〇四・二二	○九〇四・二二		○九〇四・二二	○九〇四・一一			○九〇三・〇〇	○九〇二・四〇
破碎し又は粉碎したもの	乾燥したもの（破碎及び粉碎のいずれもしてないものに 限る。）	とうがらし属又はピメンタ属の果実	破碎し又は粉碎したもの	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	ペッパー	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉 砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	マテ	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶
W O	W O		C C	W O			C C	C C

	○九・〇七					○九・〇六			○九・〇五
○九〇七・一〇		○九〇六・二〇	○九〇六・一九	○九〇六・一一			○九〇五・二〇	○九〇五・一〇	
破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	破碎し又は粉碎したもの	その他のもの	けい皮（キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ）	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	けい皮及びシンナモンツリーの花	破碎し又は粉碎したもの	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	バナラ豆
W O		C C	W O	W O			C C	W O	

								○九・〇八	
	○九〇八・三二		○九〇八・二二		○九〇八・一二		○九〇八・一一		○九〇七・二〇
	破砕及び粉碎のいずれもしてないもの	カルダモン類	破砕し又は粉碎したもの	破砕及び粉碎のいずれもしてないもの	肉づく花	破砕し又は粉碎したもの	破砕及び粉碎のいずれもしてないもの	肉づく、肉づく花及びカルダモン類	破砕し又は粉碎したもの
	W O		C C	W O		C C	W O		C C

							○九・〇九	
	○九〇九・三三二	○九〇九・三三二		○九〇九・二二二	○九〇九・二二二			○九〇八・三三二
アニス、大ういきょう、カラウエイ又はういきょうの種及びジュニパーベリー	破碎し又は粉碎したもの	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	クミンの種	破碎し又は粉碎したもの	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	コリアンダーの種	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	破碎し又は粉碎したもの
	CC	WO		CC	WO			CC

							〇九・一〇		
〇九一〇・九一		〇九一〇・三〇	〇九一〇・二〇	〇九一〇・一二	〇九一〇・一一			〇九〇九・六二	〇九〇九・六一
この類の注1(b)の混合物	その他の香辛料	うこん	サフラン	破碎し又は粉碎したもの	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	しょうが	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	破碎し又は粉碎したもの	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの
CC又はRVC四〇		CC	CC	CC	WO			CC	WO

						一一	一〇	
			一一・〇三	一一・〇二	一一・〇二			
一一〇三・一三	一一〇三・一一				一一〇二・〇〇			〇九一〇・九九
とうもろこしのもの	小麦のもの	ひき割り穀物及び穀物のミール	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	小麦粉及びメスリン粉	第二一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	第一〇類 穀物	その他のもの
CC（第一〇類の材料から	CC			CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）	CC		WO	CC又はRVC四〇

				一一・〇四		
一一〇四・一九	一一〇四・一二			一一〇三・二〇	一一〇三・一九	
その他の穀物のもの	オートのもの	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	ペレット	その他の穀物のもの	
CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）	CC			CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）	の変更を除く。）

一一・〇六	一一・〇五					
		一一〇四・三〇	一一〇四・二九	一一〇四・二三	一一〇四・二二	
乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。） は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。） の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、 フレーク状にし又はひいたものに限る。）	その他の穀物のもの	とうもろこしのもの	オートのもの	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、 真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）
CC	CC	CC（第一〇類の材料から の変更を除く。）	CC（第一〇類の材料から の変更を除く。）	CC（第一〇類の材料から の変更を除く。）	CC	

				一一一			
		一一・〇二	一一・〇一		一一・〇九	一一・〇八	一一・〇七
	一一〇二一・三〇				一一〇九・〇〇		
その他のもの	播種 ^は 用のもの	落花生（煎っていないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割っていないかないかを問わない。）	大豆（割ってあるかないかを問わない。）	第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用 又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	でん粉及びイヌリン	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）
	W O		W O		C C	C C	C C（第一〇類の材料からの変更を除く。）

一二・〇九	一二・〇八	一二・〇七	一二・〇六	一二・〇五	一二・〇四	一二・〇三		
			一二〇六・〇〇		一二〇四・〇〇	一二〇三・〇〇	一二〇二・四二	一二〇二・四一
播 ^は 種用の種、果実及び孢子	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	コブラ	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）	殻付きのもの
CC	CTH	WO	CC	WO	CC	WO	CC	WO

一一・一二					一一・一一	一一・一〇
	一一二一・九〇	一一二一・四〇	一一二一・三〇	一一二一・二〇		
海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り）	その他のもの	けしがら	ココア葉	おたねにんじん	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン
CC	CC	WO	WO	WO		CC

	一三			
一三・〇一		一二・一四	一二・一三	
			一二一三・〇〇	
ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例	第三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セイインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	ものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティウム）の根で煎っていないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）
CC		CC	CC	

							一三・〇二	
	一三〇二・二〇	一三〇二・一九	一三〇二・一三	一三〇二・一二	一三〇二・一一			
植物性原料から得た粘質物及びシククナー（変性させてあ	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	その他のもの	ホップのもの	甘草のもの	生あへん	植物性の液汁及びエキス	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシククナー（変性させてあるかないかを問わない。）	えび、バルサム
	CC	CC（第二二二一・二〇号の材料からの変更を除く。）	CC	CC	CC			

	一五	第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	一四					
一五・〇一								
				一三〇二・三九	一三〇二・三二	一三〇二・三一		
第一五・〇三項のものを除く。） 豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は	第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	その他のもの	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。）	寒天	るかないかを問わない。）	
CC			CC	CC	CC			

一五・〇七	一五・〇六	一五・〇五	一五・〇四	一五・〇三	一五・〇二
	一五〇六・〇〇	一五〇五・〇〇		一五〇三・〇〇	
大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）
	C C	C C	C C	C C	C C

	一五・一一		一五・一〇	一五・〇九	一五・〇八	
一五二一・一〇			一五二〇・〇〇			一五〇七・一〇
粗油	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他のもの	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）
W O			C C	C C	C C	C C
					C C又はR V C 四〇	

					一五・一三	一五・一二	
一五二三・二二		一五二三・一九	一五二三・一一				一五二一・九〇
粗油	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物	その他のもの	粗油	やし(コプラ)油及びその分別物	やし(コプラ)油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	その他のもの
W O		C C	C C			C C	C C

一五・一七	一五・一六	一五・一五	一五・一四	一五・一三・二九	その他のもの
マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
CC又はRVCC四〇	CC	CC	CC	WO	

<p>第四部 調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品</p>				
	一五・二二	一五・二二	一五・二〇	一五・一八
	一五二二・〇〇		一五二〇・〇〇	一五一八・〇〇
	<p>デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物</p>	<p>植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）</p>	<p>グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液</p>	<p>動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>
CC	CC	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	

							一六
					一六・〇二		
一六〇二・三二	一六〇二・三一		一六〇二・二〇	一六〇二・一〇		一六〇一・〇〇	
鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの	七面鳥のもの	第〇一・〇五項の家きんのもの	動物の肝臓のもの	均質調製品	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限り。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
CC	CC又はRVC四〇		CC	CC		CC	

一六・〇四	一六・〇三							
	一六〇三・〇〇	一六〇二・九〇	一六〇二・五〇	一六〇二・四九	一六〇二・四二	一六〇二・四一		一六〇二・三九
魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。） 、 キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	牛のもの	その他のもの（混合物を含む。）	肩肉及びこれを分割したもの	もも肉及びこれを分割したもの	豚のもの	その他のもの
	CC又はRVC四〇	CC	CC	CC	CC	CC		CC

	一六〇四・一九	一六〇四・一七	一六〇四・一六	一六〇四・一五	一六〇四・一四	一六〇四・一三	一六〇四・一二	一六〇四・一一
	その他のもの	うなぎ	かたくちいわし	さば	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	いわし	にしん	さけ
	CC又はRVC四〇	CC	CC	CC	CC	CC	CC	CC
								魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）

			一七					
		一七・〇一		一六・〇五				
一七〇一・一二					一六〇四・三二	一六〇四・三一		一六〇四・二〇
てん菜糖	粗糖（香料又は着色料を加えてないものに限る。）	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしよ糖（固体のものに限る。）	第一七類 糖類及び砂糖菓子	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	キャビア代用物	キャビア	キャビア及びその代用物	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚
CC（第二二二・九一号の材料からの変更を除く。）				CC	CC	CC		CC又はRVC四〇

	一九							一八
一九・〇一		一八・〇六	一八・〇五	一八・〇四	一八・〇三	一八・〇二	一八・〇一	
			一八〇五・〇〇	一八〇四・〇〇		一八〇二・〇〇	一八〇一・〇〇	
麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は	第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベー	チョコレートその他のココアを含有する調製食品	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	カカオ脂	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	カカオ豆の殻、皮その他のくず	カカオ豆（生のもの及び煎ったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）	第一八類 ココア及びその調製品
CC		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CC	CC	

一九・〇四	一九・〇三	一九・〇二	
	一九〇三・〇〇		
穀物又は穀物産品を膨脹させて又は煎って得た調製食品	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクス（調製してあるかないかを問わない。）	麦芽エキスの調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
CC	CC	CC	

			二〇		
				一九・〇五	
二〇・〇三	二〇・〇二	二〇・〇一			
調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）
CC	CC	CC		CTH又はRVC四〇	

	二〇・〇四			
	二〇・〇五			
	二〇・〇六	二〇〇六・〇〇		
二〇・〇七			<p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）</p> <p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）</p> <p>砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）</p> <p>ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p>	<p>CC</p> <p>CC</p> <p>CC</p> <p>CC</p>

							二〇・〇八
	二〇〇八・五〇	二〇〇八・四〇	二〇〇八・三〇	二〇〇八・二〇	二〇〇八・一九	二〇〇八・一一	
あんず	梨	かんきつ類の果実	パイナップル	その他のもの（混合したものを含む。）	落花生	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）
C C	C C	C C	C C	C C	C C		

二〇・〇九								
	二〇〇八・九九	二〇〇八・九七	二〇〇八・九三	二〇〇八・九一		二〇〇八・八〇	二〇〇八・七〇	二〇〇八・六〇
果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておら	その他のもの	混合したもの	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィテイスイダイア）	パームハート	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	ストロベリー	桃（ネクタリンを含む。）	さくらんぼ
	CC	CC又はRVC四〇	CC	CC		CC	CC	CC

	二〇〇九・二九	二〇〇九・二一		二〇〇九・一九	二〇〇九・一二	二〇〇九・一一		
その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース	その他のもの	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）	冷凍したもの	オレンジジュース	ず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
	CC又はRVC四〇	CC		CC又はRVC四〇	CC	CC		

	二〇〇九・六九	二〇〇九・六一		二〇〇九・五〇	二〇〇九・四九	二〇〇九・四一		二〇〇九・三九	二〇〇九・三一
りんごジュース	その他のもの	ブリックス値が三〇以下のもの	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）	トマトジュース	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの	パイナップルジュース	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの
	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		CC	CC又はRVC四〇

	二二						
二二・〇一							
		二〇〇九・九〇	二〇〇九・八九	二〇〇九・八一		二〇〇九・七九	二〇〇九・七一
にこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもと	第二二類 各種の調製食料品	混合ジュース	その他のもの	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィテイスイダイア）ジュース	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの
CC又はRVC四〇		CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇

	二二・〇六	二二・〇五	二二・〇四	二二・〇三	二二・〇二	
二二〇六・一〇		二二〇五・〇〇				
たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	合調製食料品 スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	とした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎つたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
CC又はRVC四〇		CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	

					二二二	
	二二二・〇四	二二二・〇三		二二二・〇二	二二二・〇一	
二二二〇四・一〇		二二二〇三・〇〇				二二〇六・九〇
スパークリングワイン	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	ビール	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	第二二類 飲料、アルコール及び食酢	その他のもの
C T S H		C C	C C	C C		C T H 又は R V C 四〇

二二一・〇六	二二一・〇五				
二二〇六・〇〇		二二〇四・三〇	二二〇四・二九	二二〇四・二一	
その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	その他のぶどう搾汁	その他のもの	二リットル以下の容器入りにしたもの	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの
CTH	CTH	CC	CTS H（第二二〇四・二一号の材料からの変更を除く。）	CTS H（第二二〇四・二九号の材料からの変更を除く。）	

		二三			
二三・〇二	二三・〇一		二二・〇九	二二・〇八	二二・〇七
			二二〇九・〇〇		
<p>ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状</p>	<p>肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲^{せい}無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす</p>	<p>第二三类 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料</p>	<p>食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p>	<p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料</p>	<p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）</p>
CC	CC		CTH	CTH又はRVC四〇	CC

二三・〇八	二三・〇七	二三・〇六	二三・〇五	二三・〇四	二三・〇三	
二三〇八・〇〇	二三〇七・〇〇		二三〇五・〇〇	二三〇四・〇〇		
飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及	ぶどう酒かす及びアーゴル	その他の植物性の油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	落花生油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	大豆油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	であるかないかを問わない。）
CTH	CC	CTH	CC	CC	CC	

二五	第五部 鉱物性生産品				二四			
		二四・〇三	二四・〇二	二四・〇一		二三・〇九		
第二五類 ト 塩、硫黄、土石類、 プラスト、石灰及びセメン		その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	葉巻たばこ、シエルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品		飼料用に供する種類の調製品	び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）
		CTH	CTH	CC		CTH又はRVC四〇		

二五・〇七	二五・〇六	二五・〇五	二五・〇四	二五・〇三	二五・〇二	二五・〇一
二五〇七・〇〇				二五〇三・〇〇	二五〇二・〇〇	二五〇一・〇〇
カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	天然黒鉛	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水
CTH	CC	CTH	CC	CTH又はRVC四〇	CC	CC

	二五・〇八		二五・〇九		
			二五・一〇		
			二五・一一		
			二五・一二		
			二五〇九・〇〇		
	二五二二・〇〇				
	わなない。）		白亜		
	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキспанデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース		天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜		
	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）		けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）		
	CTH		CTH		
	CTH		CTH		

二五・一六	二五・一五	二五・一四 二五・一四・〇〇	二五・一三
花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー
CTH	CTH	CTH	CTH

二五・一九	二五・一八	二五・一七	
<p>天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあ</p>	<p>ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミックス</p>	<p>小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>板状に単に切つてあるかないかを問わない。）</p>
CTH	CTH	CTH	

二五・二四	二五・二三	二五・二三	二五・二二	二五・二〇	
			二五二二・〇〇		
石綿	ポルトランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	（純粋であるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム
CTH	CTH	CTH	CTH	CTH	

二六					
	二五・三〇	二五・二九	二五・二八	二五・二六	二五・二五
			二五二八・〇〇		
第二六類 鋳石、スラグ及び灰	鋳物（他の項に該当するものを除く。）	長石、白榴石 ^{りゆう} 、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	天然ほう酸塩及びその精鋳（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク	雲母（剝離雲母を含む。）及びそのくず
CTH	CTH	CTH	CTH	CTH	CTH

						二七
二七・〇一	二七・〇二	二七・〇三	二七・〇四	二七・〇五	二七・〇六	
二七〇一	二七〇二	二七〇三	二七〇四	二七〇五	二七〇六	
第二七類 鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴 青物質並びに鉍物性ろう	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭か ら製造したもの	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を 除く。）	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかな いかを問わない。）	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造し たものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わな い。）並びにレトルトカーボン	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス （石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉍物性
						CTH
						CTH
						CTH
						CTH
						CTH

	二七・一〇	二七・〇九	二七・〇八	二七・〇七	
		二七〇九・〇〇			
石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの）で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの）で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	石油及び歴青油（原油に限る。）	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	高温コールタルの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）
		CTH	CTH	CTH又はRVC四〇	

二七二〇・九九	二七二〇・九一			二七二〇・二〇	二七二〇・一九	二七二〇・一二
その他のもの	の ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの	廃油	の号に該当するものを除く。）	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの）で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）	その他のもの	軽質油及びその調製品
WO	WO			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇
						るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）

二七・一五	二七・一四	二七・一三	二七・一二	二七・一一
二七二五・〇〇				
<p>歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）</p>	<p>天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック</p>	<p>石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物</p>	<p>ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）</p>	<p>石油ガスその他のガス状炭化水素</p>
CTH	CTH	CTH	CTH又はRVC四〇	CTH

二八・一〇	二八・〇九	二八・〇八	二八・〇七			二八・〇六	二八・〇五	二八・〇四
二八二〇・〇〇		二八〇八・〇〇	二八〇七・〇〇	二八〇六・二〇	二八〇六・一〇			
ほう素の酸化物及びほう酸	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	硝酸及び硫硝酸	硫酸及び発煙硫酸	クロロ硫酸	塩化水素（塩酸）	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀	水素、希ガスその他の非金属元素
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

			二八・一五	二八・一四	二八・一三	二八・一二	二八・一一
二八一五・一二	二八一五・一一						
水溶液のもの（ソーダ液）	固体のもの	水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）	水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）、水酸化カリウム（苛性カリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物	無水アンモニア及びアンモニア水	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物	その他の無機酸及び無機非金属酸化物
CTSH（第二八一五・一 一号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇	CTSH（第二八一五・一 二号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

二八・二一	二八・二〇	二八・一九	二八・一八	二八・一七	二八・一六			
				二八一七・〇〇		二八一五・三〇	二八一五・二〇	
アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物	マンガン酸化物	クロムの酸化物及び水酸化物	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	ナトリウム又はカリウムの過酸化物	水酸化カリウム（苛性カリ）	
CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	く。又はRVC四〇

			二八・二六	二八・二五	二八・二四	二八・二三	二八・三二
二八二六・一九	二八二六・一二					二八二三・〇〇	二八三二・〇〇
その他のもの	アルミニウムのもの	ふっ化物	ふっ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふっ素錯塩	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	チタンの酸化物	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

						二八・二七		
二八二七・三五	二八二七・三二	二八二七・三一		二八二七・二〇	二八二七・一〇		二八二六・九〇	二八二六・三〇
ニッケルのもの	アルミニウムのも もの	マグネシウムのも もの	その他の塩化物	塩化カルシウム	塩化アンモニウム	塩化物、塩化酸化物、 塩化水酸化物、臭化物、 臭化酸化物、 よう化物及びよう化酸化物	その他のもの	ヘキサフルオロアルミン酸 ナトリウム（人造氷晶石）
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

二八・二九	二八・二八	二八二七・六〇	二八二七・五九	二八二七・五一		二八二七・四九	二八二七・四一		二八二七・三九
塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩	よう化物及びよう化酸化物	その他のもの	ナトリウム又はカリウムの臭化物	臭化物及び臭化酸化物	その他のもの	銅のもの	塩化酸化物及び塩化水酸化物	その他のもの
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

					二八・三三	二八・三三	二八・三二	二八・三〇	
二八三三・二二		二八三三・一九	二八三三・一一						
マグネシウムのもの	その他の硫酸塩	その他のもの	硫酸二ナトリウム	ナトリウムの硫酸塩	硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	及び過よう素酸塩
CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

		二八・三四							
	二八三四・一〇		二八三三・四〇	二八三三・三〇	二八三三・二九	二八三三・二七	二八三三・二五	二八三三・二四	二八三三・二二
硝酸塩	亜硝酸塩	亜硝酸塩及び硝酸塩	ペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）	みょうばん	その他のもの	バリウムのもの	銅のもの	ニッケルのもの	アルミニウムのもの
	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

					二八・三五		
二八三五・二五	二八三五・二四	二八三五・二二		二八三五・一〇		二八三四・二九	二八三四・二二
オルトリン酸水素カルシウム（りん酸二カルシウム）	カリウムのもの	一ナトリウム又は二ナトリウムのもの	りん酸塩	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）	は、化学的に単一であるかないかを問わない。）	その他のもの	カリウムのもの
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

			二八・三六					
二八三六・四〇	二八三六・三〇	二八三六・二〇		二八三五・三九	二八三五・三一		二八三五・二九	二八三五・二六
カリウムの炭酸塩	炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）	炭酸二ナトリウム	炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	その他のもの	三リン酸ナトリウム（トリポリリン酸ナトリウム）	ポリリン酸塩	その他のもの	カルシウムのその他のリン酸塩
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

		二八・三九	二八・三七						
二八三九・一一				二八三六・九九	二八三六・九二	二八三六・九一		二八三六・六〇	二八三六・五〇
ナトリウムのメタけい酸塩	ナトリウムのもの	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	シアン化物、シアン化合物及びシアノ錯塩	その他のもの	炭酸ストロンチウム	リチウムの炭酸塩	その他のもの	炭酸バリウム	炭酸カルシウム
CTH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

二八・四二	二八・四一						二八・四〇		
		二八四〇・三〇	二八四〇・二〇	二八四〇・一九	二八四〇・一一			二八三九・九〇	二八三九・一九
その他の無機酸塩及びペルオキシ酸塩（アルミノけい酸塩）	オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩	ペルオキシほう酸塩（過ほう酸塩）	その他のほう酸塩	その他のもの	無水物	四ほう酸二ナトリウム（精製ほう砂）	ほう酸塩及びペルオキシほう酸塩（過ほう酸塩）	その他のもの	その他のもの
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

二八・四六	二八・四五	二八・四四	二八・四三	二八四二・九〇	二八四二・一〇	
希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機	同位元素（第二八・四四項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物	貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム	その他のもの	けい酸の複塩及び錯塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含む。）	（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）
C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C T S H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	

	二八・五〇				二八・四九	二八・四八	二八・四七
	二八五〇・〇〇	二八四九・九〇	二八四九・二〇	二八四九・一〇		二八四八・〇〇	二八四七・〇〇
	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く。）	その他のもの	けい素のもの	カルシウムのもの	炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇
							の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物

				二九		
	二九・〇三	二九・〇二	二九・〇一		二八・五三 二八五三・〇〇	二八・五二
非環式炭化水素の塩素化誘導體（飽和のものに限る。）	炭化水素のハロゲン化誘導體	環式炭化水素	非環式炭化水素	第二九類 有機化学品	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）
		R C T H、 R V C 四 〇又は C	R C T H、 R V C 四 〇又は C		C T H又は R V C 四 〇	C T H又は R V C 四 〇

二九〇三・二三	二九〇三・二二	二九〇三・二一		二九〇三・一九	二九〇三・一五	二九〇三・一四	二九〇三・一三	二九〇三・一二	二九〇三・一一
テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）	トリクロロエチレン	塩化ビニル（クロロエチレン）	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）	その他のもの	二塩化エチレン（ISO）（一・二―ジクロロエタン）	四塩化炭素	クロロホルム（トリクロロメタン）	ジクロロメタン（塩化メチレン）	クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

二九〇三・七四	二九〇三・七三	二九〇三・七二	二九〇三・七一		二九〇三・三九	二九〇三・三一		二九〇三・二九
クロロジフルオロエタン	ジクロロフルオロエタン	ジクロロトリフルオロエタン	クロロジフルオロメタン	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）	その他のもの	二臭化エチレン（I S O）（一・二―ジブromoエタン）	非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	その他のもの
C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇		C T S H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇		C T H 又は R V C 四〇

	二九〇三・八一		二九〇三・七九	二九〇三・七八	二九〇三・七七	二九〇三・七六
	一・二・三・四・五・六ヘキサクロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を 含む。)	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテ ルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	その他のもの	その他のペルハロゲン化誘導体	その他のペルハロゲン化誘導体 (ふっ素原子及び塩素原 子のみを有するものに限る。)	ジクロロペンタフルオロプロパン ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメ タン及びジブロモテトラフルオロエタン
	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

二九・〇五	二九・〇四	二九〇三・九九	二九〇三・九二	二九〇三・九一	二九〇三・八九	二九〇三・八二
非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ 化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	その他のもの	ヘキサクロロベンゼン（ISO）及びDDT（ISO） （クロフェノタン（INN）、一・一・一・トリクロ ローニ・ニ―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）	クロロベンゼン、オルト―ジクロロベンゼン及びパラ― ジクロロベンゼン	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	アルドリン（ISO）、クロルデン（ISO）及びヘプ タクロル（ISO）
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

二九〇五・一九	二九〇五・一七	二九〇五・一六	二九〇五・一四	二九〇五・一三	二九〇五・一二	二九〇五・一一		
その他のもの	ドデカンターオール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカンターオール（セチルアルコール）及びオクタデカンターオール（ステアシルアルコール）	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	その他のブタノール	ブタンターオール（ノルマルブチルアルコール）	プロパンターオール（プロピルアルコール）及びプロパンターオール（イソプロピルアルコール）	メタノール（メチルアルコール）	飽和一価アルコール	誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		

	二九〇五・四一		二九〇五・三九	二九〇五・三二		二九〇五・二九	二九〇五・二二	
	二エチル・二 (ヒドロキシメチル) プロパン・一・三ジオール (トリメチロールプロパン)	その他の多価アルコール	その他のもの	プロピレングリコール (プロパン・一・二ジオール)	エチレングリコール (エタンジオール)	二価アルコール	非環式テルペンアルコール	不飽和一価アルコール
	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	

二九・〇六								
	二九〇五・五九	二九〇五・五一		二九〇五・四九	二九〇五・四五	二九〇五・四四	二九〇五・四三	二九〇五・四二
環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	その他のもの	エトクロルビノール (INN)	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	その他のもの	グリセリン	D-グルシトール (ソルビトール)	マンニトール	ペンタエリトリトール
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTS H又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

		二九・一〇		二九・〇九	二九・〇八
	二九一〇・一〇				
	オキシラン（エチレンオキシド）	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	フェノール及びフェノールアルコール
	CTH又はRVC四〇			CTH、RVC四〇又はCR	CTH又はRVC四〇
					R CTH、RVC四〇又はC

	二九・一二		二九・一一				
	二九・一三		二九・一一	二九一〇・九〇	二九一〇・四〇	二九一〇・三〇	二九一〇・二〇
	二九一三・〇〇		二九一三・〇〇	その他のもの	デイルドリン (ISO、INN)	一クロロ二・三エポキシプロパン (エピクロロヒドリン)	メチルオキシラン (プロピレンオキシド)
	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	アルデヒド (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	アセタール及びヘミアセタール (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)、並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

							二九・一四
						二九・一五	
二九一五・二二		二九一五・一三	二九一五・一二	二九一五・一一			
酢酸	酢酸及びその塩並びに無水酢酸	ぎ酸のエステル	ぎ酸の塩	ぎ酸	ぎ酸並びにその塩及びエステル	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇			CTH、RVC四〇又はC R

	二九一五・四〇	二九一五・三九	二九一五・三六	二九一五・三三	二九一五・三二	二九一五・三一		二九一五・二九
	モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル	その他のもの	酢酸ジノセブ（ISO）	酢酸ノルマルーブチル	酢酸ビニル	酢酸エチル	酢酸のエステル	その他のもの
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇
								無水酢酸
								CTH又はRVC四〇

			二九・一六				
二九一六・一二	二九一六・一一			二九一五・九〇	二九一五・七〇	二九一五・六〇	二九一五・五〇
アクリル酸のエステル	アクリル酸及びその塩	不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	化誘導体及びニトロソ化誘導体	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	その他のもの	ブタン酸及びペンタン酸並びにこれらの塩及びエステル パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	プロピオン酸並びにその塩及びエステル
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇			CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

		二九一六・二〇	二九一六・一九	二九一六・一六	二九一六・一五	二九一六・一四	二九一六・一三
芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	その他のもの	ビナパクリル (ISO)	オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	メタクリル酸のエステル	メタクリル酸及びその塩	
	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	R CTH、RVC四〇又はC	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

				二九・一七				
二九一七・一三	二九一七・一二	二九一七・一一			二九一六・三九	二九一六・三四	二九一六・三二	二九一六・三一
アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル	アジピン酸並びにその塩及びエステル	しゅう酸並びにその塩及びエステル	非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	その他のもの	フェニル酢酸及びその塩	過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	安息香酸並びにその塩及びエステル
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇			CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

二九一七・三四	二九一七・三三	二九一七・三二			二九一七・二〇	二九一七・一九	二九一七・一四
その他のオルトフタル酸エステル	オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル	オルトフタル酸ジオクチル	芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	誘導体	飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	その他のもの	無水マレイン酸
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇
							テル

			二九・一八				
二九一八・一二	二九一八・一一			二九一七・三九	二九一七・三七	二九一七・三六	二九一七・三五
酒石酸	乳酸並びにその塩及びエステル	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	その他のもの	テレフタル酸ジメチル	テレフタル酸及びその塩	無水フタル酸
CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

二九一八・二二	二九一八・二二		二九一八・一九	二九一八・一八	二九一八・一六	二九一八・一五	二九一八・一四	二九一八・一三
オルトアセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	サリチル酸及びその塩	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	その他のもの	クロロベンジレート（ISO）	グルコン酸並びにその塩及びエステル	くえん酸の塩及びエステル	くえん酸	酒石酸の塩及びエステル
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

	二九・一九					
		二九一八・九九	二九一八・九一		二九一八・三〇	二九一八・二九
		二九一八・二二三				
		その他のもの	二・四・五―T (ISO) (二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル	その他のもの	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	その他のもの
	りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを含む。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	サリチル酸のその他のエステル及びその塩
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

						二九・二〇	
						二九・二二	
	二九二二・二二二	二九二二・二二二		二九二二・一九	二九二二・一一		
	ヘキサメチレンジアミン及びその塩	エチレンジアミン及びその塩	非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	その他のもの	メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	アミン官能化合物
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 R CTH、RVC四〇又はC

二九・二三二					
	二九二二・五九	二九二二・五一		二九二二・四九	二九二二・四六
酸素官能のアミノ化合物	その他のもの	オルトーフエニレンジアミン、メターフェニレンジアミン、パラーフエニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	その他のもの	アンフェタミン (INN)、ベンツフェタミン (INN)、デキサンプエタミン (INN)、エチランフェタミン (INN)、フェンカンファミン (INN)、レフェタミン (INN)、レバンフェタミン (INN)、メフェノレクス (INN) 及びフェンテルミン (INN) 並びにこれらの塩
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

	二九三二・二二		二九三二・一九	二九三二・一四	二九三二・一三	二九三二・一二	二九三二・一一
	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	その他のもの	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩	トリエタノールアミン及びその塩	ジエタノールアミン及びその塩	モノエタノールアミン及びその塩
	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

	二九三二・四三	二九三二・四二	二九三二・四一		二九三二・三九	二九三二・三一	二九三二・二九
	アントラニル酸及びその塩	グルタミン酸及びその塩	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	その他のもの	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

二九・二七	二九・二六	二九・二五	二九・二四		二九・二三		
二九二七・〇〇					二九二二・五〇	二九二二・四九	二九二二・四四
ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	ニトリル官能化合物	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	（わなない。）	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	チリジン（INN）及びその塩
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

				二九・三二	二九・三一	二九・三〇	二九・二九	二九・二八
二九三二・一三	二九三二・一二	二九三二・一一						二九二八・〇〇
フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアル	ニーフルアルデヒド（フルフラール）	テトラヒドロフラン	非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。） を有する化合物	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに 限る。）	その他のオルガノインオルガニック化合物	有機硫黄化合物	その他の窒素官能基を有する化合物	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTS H又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

二九三二・九九	二九三二・九五	二九三二・九四	二九三二・九三	二九三二・九二	二九三二・九一		二九三二・二〇	二九三二・一九	
その他のもの	テトラヒドロカンナビノール（全ての異性体を含む。）	サフロール	ピペロナル	ノーニオン ー（一・三ーベンゾジオキソールー五ーイル）プロパ	イソサフロール	その他のもの	ラクトン	その他のもの	コール
CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

							二九・三三
	二九三三・二九	二九三三・二一		二九三三・一九	二九三三・一一		
非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	その他のもの	ヒダントイン及びその誘導体	非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	その他のもの	フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体	非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		

	二九三三・三九		二九三三・三三	二九三三・三二
キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかない	その他のもの	アルフェンタニル (INN)、アニレリジン (INN)、ベジトラミド (INN)、ブロマゼパム (INN)、ジフェノキシシン (INN)、ジフェノキシレート (INN)、ジピパノン (INN)、フェンタニール (INN)、ケトベミドン (INN)、メチルフェニデート (INN)、ペンタゾシン (INN)、ペチジン (INN)、ペチジン (INN) 中間体A、フェンシクリジン (INN) (PCP)、フェノペリジン (INN)、ピプラドロール (INN)、ピリトラミド (INN)、プロピラム (INN) 及びトリメペリジン (INN) 並びにこれらの塩	ピペリジン及びその塩	ピリジン及びその塩
	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

	二九三三・五三		二九三三・四九	二九三三・四一	
の塩	アロバルビタール (INN)、アモバルビタール (INN)、バルビタール (INN)、ブタルビタール (INN)、ブトバルビタール、シクロバルビタール (INN)、メチルフェノバルビタール (INN)、ペントバルビタール (INN)、フェノバルビタール (INN)、セクブタバルビタール (INN)、セコバルビタール (INN) 及びビニルビタール (INN) 並びにこれらの塩	マロニル尿素 (バルビツル酸) 及びその塩	その他のもの ピリミジン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) 又はピペラジン環を有する化合物	レボルファノール (INN) 及びその塩	かを問わないものとし、更に縮合したものを除く。) を有する化合物
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

二九三三・七一		二九三三・六九	二九三三・六一		二九三三・五九	二九三三・五五	二九三三・五四
六―ヘキサシラクタム（イプシロン―カプロラクタム）	ラクタム	その他のもの	メラミン	非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わな い。）を有する化合物	その他のもの	ロプラゾラム（INN）、メクロカロン（INN）、メ タカロン（INN）及びジペプロール（INN）並びに これらの塩	その他のマロニル尿素（バルビツル酸）の誘導体及びそ の塩
CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

二九三三・九一		二九三三・七九	二九三三・七二
アルプラゾラム (INN)、カマゼパム (INN)、クロルジアゼポキシド (INN)、クロナゼパム (INN)、クロラゼペート、デロラゼパム (INN)、ジアゼパム (INN)、エスタゾラム (INN)、ロフラゼパム (INN)、フルジアゼパム (INN)、フルニトラゼパム (INN)、フルラゼパム (INN)、ハラゼパム (INN)、ロラゼパム (INN)、ロルメタゼパム (INN)、マジンドール (INN)、メダゼパム (INN)、ミダゾラム (INN)、ニメタゼパム (INN)、ニトラゼパム (INN)、ノルダゼパム (INN)、オキサゼパム (INN)、ピナゼパム (INN)、プラゼパム (INN)、ピロバレロン (INN)、テマゼパム (INN)、テトラゼパム (INN)	その他のもの	その他のラクタム	クロバザム (INN) 及びメチプリロン (INN)
CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

					二九・三四		
二九三四・九一		二九三四・三〇	二九三四・二〇	二九三四・一〇		二九三三・九九	
ロチアゼパム (INN)、 アミノレクス (INN)、 ブロチゾラム (INN)、 ク ロチアゼパム (INN)、 クロキサゾラム (INN)、	その他のもの	フェノチアジン環 (水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。) を有する化合物	ベンゾチアゾール環 (水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。) を有する化合物	非縮合チアゾール環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有する化合物	並びにその他の複素環式化合物 核酸及びその塩 (化学的に単一であるかないかを問わない。)	その他のもの	及びトリアゾラム (INN) 並びにこれらの塩
CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	

二九・三七	二九・三六	二九・三五	二九三四・九九	デキストロモラミド (INN)、ハロキサゾラム (INN)、ケタゾラム (INN)、メソカルブ (INN)、オキサゾラム (INN)、ペモリン (INN)、フェンジメトラジン (INN)、フェンメトラジン (INN) 及びスフェンタニル (INN) 並びにこれらの塩
		二九三五・〇〇	スルホンアミド	その他のもの
	プロビタミン及びビタミン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの (天然のものを濃縮したものを含む。)) に限る。) 並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物 (この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。)		CTSH又はRVC四〇	
	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキササン及びロイコトリエン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 並びにこれらの誘導体及び構造類似物 (主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む)		CTH又はRVC四〇	
			CTH又はRVC四〇	

二九・四二	二九・四一		二九・四〇	二九・三九	二九・三八
二九四二・〇〇			二九四〇・〇〇		
その他の有機化合物	抗生物質	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	む。
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

				三〇
三〇・〇四	三〇・〇三	三〇・〇二	三〇・〇一	
医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）	第三〇類 医療用品
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

		三〇・〇六		三〇・〇五	
	三〇〇六・二〇	三〇〇六・一〇			
血液型判定用試薬	外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）	この類の注4の医療用品	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの	防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	CTH又はRVC四〇
CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	

三〇〇六・九二	三〇〇六・九一		三〇〇六・七〇	三〇〇六・六〇	三〇〇六・五〇	三〇〇六・四〇	三〇〇六・三〇
薬剤廃棄物	瘦造 ^{ろうぞう} 設術用と認められるもの	その他のもの	医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル	避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）	救急箱及び救急袋	ト 歯科用セメントその他の歯科用充填材料及び接骨用セメント	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬
W O	C T H 又 は R V C 四 〇		C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇

					三一
	三一・〇一	三一・〇二	三一・〇三	三一・〇四	三一・〇五
	三一〇一・〇〇				
第三一類 肥料	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかな いか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び 動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得 た肥料	窒素肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）	りん酸肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）	カリ肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有す る肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥 料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形 状にし又は容器とも一個の重量が一〇キログラム以下に包 装したもの
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH（第三一・〇二項か ら第三一・〇四項までの各 項の材料からの変更を除 く。）又はRVC四〇

					三二二
	三二二・〇三			三二二・〇二	
	三二二・〇三・〇〇	三二二・〇二・九〇	三二二・〇二・一〇		
<p>植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>合成有機なめし剤</p>	<p>合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品</p>	<p>植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体</p>	<p>第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ</p>
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

					三二・〇四
				三二・〇五	
三二〇六・一九	三二〇六・一一			三二〇五・〇〇	
その他のもの	二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇%以上のもの	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品	その他の着色料、この類の注3の調製品（第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
CTSH（第三二〇六・一	CTSH（第三二〇六・一九号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

三二一・〇七							
	三二〇六・五〇	三二〇六・四九	三二〇六・四二	三二〇六・四一		三二〇六・二〇	
もの	ルミノホアとして使用する種類の無機物	その他のもの	硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品	ウルトラマリン及びこれをもととした調製品	その他の着色料及び調製品	クロム化合物をもととした顔料及び調製品	
調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスタ―その他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	一号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇

三三二・一一二	三三二・一一一	三三二・一〇〇	三三二・〇九九	三三二・〇〇八	
	三三二二一・〇〇〇	三三二二〇・〇〇〇			
顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状	調製ドライヤー	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4の溶液	
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

三四	三三				
		三三・一五	三三・一四	三三・一三	
第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、 人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他こ	第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉塞用のコンパウンドその他のマスティック及び塗装用の充填料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）	のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

	三四・〇二	三四・〇一	
有機界面活性剤（小売り用にしてあるかないかを問わない。）	有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。）	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。））、有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売りにしたものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウオッディング、フェルト及び不織布	れに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品
			CTH又はRVC四〇

	三四・〇三						
		三四〇二・九〇	三四〇二・二〇	三四〇二・一九	三四〇二・一三	三四〇二・一二	三四〇二・一一
	調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆 ^{せい} 防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。）	その他のもの	調製品（小売用にしたものに限る。）	その他のもの	非イオン系のもの	陽イオン（カチオン）系のもの	陰イオン（アニオン）系のもの
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

	三五				
三五・〇一		三四・〇七	三四・〇六		三四・〇五
		三四〇七・〇〇	三四〇六・〇〇		
カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカ	第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、 <small>こう</small> 膠着剤及び酵素	モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスチックをもととしたその他の歯科用の調製品	ろうそく及びこれに類する物品	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品（この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウオッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルラーラバーを含むものとし、第三四・〇四項のろうを除く。）	人造ろう及び調製ろう
CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

三五・〇五	三五・〇四	三五〇三	三五・〇二	
	三五〇四・〇〇	三五〇三・〇〇		
デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。）及びアルブミンナートその他のアルブミン誘導体	ゼイングルー
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

	三八	三七	三六				
三八・〇一				三五・〇七	三五・〇六		
						三五〇五・二〇	三五〇五・一〇
人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛	第三八類 各種の化学工業生産品	第三七類 写真用又は映画用の材料	第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	膠着剤	デキストリンその他の変性でん粉
CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTS H又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

三八・〇六	三八・〇五	三八・〇四	三八・〇三	三八・〇二	
		三八〇四・〇〇	三八〇三・〇〇		
ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット	ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファアテルピネオールを主成分とするものに限る。）	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）	トール油（精製してあるかないかを問わない。）	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）	その他の炭素をもととした調製品（ペーパースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

三八・一〇	三八・〇九	三八・〇八	三八・〇七	
			三八〇七・〇〇	
金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	殺虫剤、殺鼠 ^そ 剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもとしたもの	ト、ロジン油並びにランガム
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	C四〇	CTH又はRVC四〇	
		CTSH（有効成分の重量の五〇%以上が原産品である場合に限る。）又はRVC四〇		

三八・一五	三八・一四	三八・一三	三八・一二	三八・一一	
	三八一四・〇〇	三八一三・〇〇			
反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	消火器用の調製品及び装填物並びに装填した消火弾	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）	覆に使用する種類の調製品
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH、RVC四〇又はCR	

	三八・一六	三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	CTH又はRVC四〇		
	三八・一七	三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）	CTH又はRVC四〇		
	三八・一八	三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドーブ処理したもの（円盤状、ウエハ―状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドーブ処理したもの	CTH又はRVC四〇		
	三八・一九	三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%未満のものに限る。）	CTH又はRVC四〇		
	三八・二〇	三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	CTH又はRVC四〇		
	三八・二一	三八二一・〇〇	微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）	CTH又はRVC四〇		

					三八・二三二	三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用していないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質	CTH又はRVC四〇
	三八・二五				三八・二三三		工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	CTH又はRVC四〇
	三八・二四						鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	R CTH、RVC四〇又はC
							化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物	WO
三八・二六		三八二六・〇〇					バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%未満のものに限る。）	CTH又はRVC四〇

							三九	第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
三九・〇七	三九・〇六	三九・〇五	三九・〇四	三九・〇三	三九・〇二	三九・〇一		
ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリアルエステルその他	アクリル重合体（一次製品に限る。）	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	スチレンの重合体（一次製品に限る。）	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）	エチレンの重合体（一次製品に限る。）	第三九類 プラスチック及びその製品	
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		

三九・一三	三九・一二	三九・一一	三九・一〇	三九・〇九	三九・〇八	
			三九一〇・〇〇			
天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（二次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	セルロース及びその化学的誘導体（二次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	シリコーン（一次製品に限る。）	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（二次製品に限る。）	ポリアミド（一次製品に限る。）	のポリエステル（一次製品に限る。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

	三九・一八	三九・一七	三九・一六	三九・一五	三九・一四
					三九一四・〇〇
被覆材	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	プラスチックのくず	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH	CTH又はRVC四〇

三九・一九					
三九・二〇					
三九・二一					
三九・二二					
三九・二三					
三九・二四					
プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもので並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、蓋、キャップその他これらに類する物品	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

			四〇			
四〇・〇三	四〇・〇二	四〇・〇一		三九・二六	三九・二五	
四〇〇三・〇〇						
再生ゴム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物（二次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	第四〇類 ゴム及びその製品	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	化粧用品
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CC		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

四〇・一〇	四〇・〇九	四〇・〇八	四〇・〇七	四〇・〇六	四〇・〇五	四〇・〇四	四〇・〇四
			四〇〇七・〇〇				四〇〇四・〇〇
コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）	管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。）	板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）	加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び形材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）	配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	粒 ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び	CTH
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH	CTH

四〇・一六	四〇・一五	四〇・一四	四〇・一三	四〇・一二	四〇・一一
その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに 限る。）	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫 したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用 途を問わない。）	衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質 ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付 具を有するか有しないかを問わない。）	ゴム製のインナーチューブ	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。） 並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤ トレッド及びタイヤフラップ	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

		四一	第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	
四一・〇二	四一・〇一			四〇・一七 四〇一七・〇〇
羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革		硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品
CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇			

四一・〇六	四一・〇五	四一・〇四	四一・〇三
<p>その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問</p>	<p>羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）</p>
C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C C 又は R V C 四〇

四一・一四	四一・一三	四一・一二	四一・〇七	
		四二・二二・〇〇		
シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタラ	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	わない。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

		四三	四二		
	四三・〇一			四一・一五	
四三・〇二					
なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を 含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく 組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に 適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇 三項までの原皮を除く。）	第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンド バッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造した もので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るもの とし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジ ションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。） 及び革の粉	イズドレザー
CTH又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		CC又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

			四四	第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物			
四四・〇三	四四・〇二	四四・〇一			四三・〇四	四三・〇三	
					四三〇四・〇〇		
木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	第四四類 木材及びその製品並びに木炭		人造毛皮及びその製品	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	除く。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		

四四・〇八	四四・〇七	四四・〇六	四四・〇五	四四・〇四	
			四四〇五・〇〇		
化粧張り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	木製の鉄道用又は軌道用の枕木	木毛及び木粉	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	
C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	

四四・一一	四四・一〇	四四・〇九	
<p>繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）</p>	<p>パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウエファード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）</p>	<p>さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p>	<p>さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p>
CTH	CTH	CTH又はRVC四〇	

	四四・一八	四四・一七	四四・一六	四四・一五	四四・一四	四四・一三	四四・一二
		四四一七・〇〇	四四一六・〇〇		四四一四・〇〇	四四一三・〇〇	
	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケールドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH

		四六	四五			
	四六・〇一			四四・二一	四四・二〇	四四・一九
						四四一九・〇〇
敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）	第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物	第四五類 コルク及びその製品	その他の木製品	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	木製の食卓用品及び台所用品
			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

四六〇一・九九	四六〇一・九四	四六〇一・九三	四六〇一・九二		四六〇一・二九	四六〇一・二二	四六〇一・二一	
その他のもの	その他の植物性材料製のもの	とう製のもの	竹製のもの	その他のもの	その他のもの	とう製のもの	竹製のもの	
CTH又はRVC四〇	CTH(第一四・〇一項の材料からの変更を除く。) 又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH(第一四・〇一項の材料からの変更を除く。) 又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

四七	第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品							四六・〇二
		四六〇二・九〇	四六〇二・一九	四六〇二・一二	四六〇二・一一			
第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパ	その他のもの	その他のもの	とう製のもの	竹製のもの	植物性材料製のもの			籠細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品
	C T H 又は R V C 四〇	C T H（第一四・〇一項の材料からの変更を除く。）又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇				

四八								
	四七・〇七	四七・〇六	四七・〇五	四七・〇四	四七・〇三	四七・〇二	四七・〇一	
			四七〇五・〇〇			四七〇二・〇〇	四七〇一・〇〇	
第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製	古紙	古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ	機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより製造した木材パルプ	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）	機械木材パルプ	ルプ及び古紙
	W O	C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇	C T H 又 は R V C 四 〇	

四八・〇四	四八・〇三	四八・〇二	四八・〇一	
	四八〇三・〇〇		四八〇一・〇〇	
クラフト紙及びクラフト板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第四八・〇一項又は第四八・〇三項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	品
	C T H又はR V C 四〇	C C又はR V C 四〇	C C又はR V C 四〇	

四八〇四・三九	四八〇四・三一		四八〇四・二九	四八〇四・二一		四八〇四・一九	四八〇四・一一		
その他のもの	さらしていないもの	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）	その他のもの	さらしていないもの	重袋用クラフト紙	その他のもの	さらしていないもの	クラフトライナー	四八・〇三項のものを除く。）
CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		CC又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		

	四八〇四・五二		四八〇四・四九		四八〇四・四二	
	四八〇四・五一				四八〇四・四一	
	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの	さらしていないもの	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）	その他のもの	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの	さらしていないもの
	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇
						その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）

	四八・〇八	四八・〇七	四八・〇六	四八・〇五	
四八〇八・一〇		四八〇七・〇〇			四八〇四・五九
<p>コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかない</p>	<p>コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇三項の紙を除く。）</p>	<p>接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）</p>	<p>硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）</p>	<p>その他の紙及び板紙（塗布していないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工の他に更に加工をしたものを除く。）</p>	<p>その他のもの</p>
CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇

	四八・一〇			
		四八・〇九		
			四八〇八・四〇	
		四八〇八・九〇		
	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用しているかないかを問わない。））、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）	クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）	かを問わない。）
	C T H又はR V C 四〇	C T H又はR V C 四〇	C T H又はR V C 四〇 又はR V C 四〇	C T H（第四八・〇四項の材料からの変更を除く。） 又はR V C 四〇

					四八・一一
			四八・一二	四八・一二・〇〇	
	四八・一六	四八・一四	四八・一三		
	紙、板紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項又は第四八・一〇項の物品を除く。）	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）	製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	
	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇
	又はRVC四〇				

四八・二〇	四八・一九	四八・一八	四八・一七
紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、	紙製、板紙製、セルロースウオツディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製 品で事務所、商店等において使用する種類のもの	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウオツディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テールクロス、ナプキン、ベッドシートその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便箋等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

四九				
	四八・二三	四八・三二	四八・二二	
第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに 手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	その他の紙、板紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウオツディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないかは硬化してあるかないかを問わない。）	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）	便箋、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カードボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

						五〇	第二部 紡織用繊維及びその製品	
	五〇・〇六	五〇・〇五	五〇・〇四	五〇・〇三	五〇・〇二	五〇・〇一		
	五〇〇六・〇〇	五〇〇五・〇〇	五〇〇四・〇〇	五〇〇三・〇〇	五〇〇二・〇〇	五〇〇一・〇〇		
	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	生糸（よってないものに限る。）	繭（繰糸に適するものに限る。）		第五〇類 絹及び絹織物
	CTH（第五〇・〇四項又は第五〇・〇五項の材料からの変更を除く。）	CTH	CTH	CC	CC	CC		

						五一	
	五一・〇六	五一・〇五	五一・〇四	五一・〇三	五一・〇二	五一・〇一	五〇・〇七
			五一〇四・〇〇				
	紡毛糸（羊毛製のものに限り、小売用にしたものを除く。）	羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
	CTH	CC	CTH	CC	CC	CC	CTH

五 一 ・ 一 三	五 一 ・ 一 二	五 一 ・ 一 一	五 一 ・ 一 〇	五 一 ・ 〇 九	五 一 ・ 〇 八	五 一 ・ 〇 七
五 一 一 三 ・ 〇 〇			五 一 一 〇 ・ 〇 〇			
毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	梳 ^そ 毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）	紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	紡毛糸及び梳 ^そ 毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	梳 ^そ 毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）
C T H	C T H	C T H	C T H	C T H（第五一・〇六項から第五一・〇八項までの各 項の材料からの変更を除 く。）	C T H	C T H

							五二
五二・〇七	五二・〇六	五二・〇五	五二・〇四	五二・〇三	五二・〇二	五二・〇一	
				五二〇三・〇〇		五二〇一・〇〇	
綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	綿糸（綿の重量が全重量の八五%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	綿糸（綿の重量が全重量の八五%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	綿（カードし又はコムしたものに限る。）	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	実綿及び繰綿（カードし又はコムしたものを除く。）	第五二類 綿及び綿織物
CTH（第五二・〇五項又は第五二・〇六項の材料からの変更を除く。）	CTH	CTH	CTH	CC	CC	CC	

五三					
	五二・一二	五二・一一	五二・一〇	五二・〇九	五二・〇八
第五三類 糸及びその織物 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙	その他の綿織物	綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）
	CTH	CTH	CTH	CTH	CTH

五三・〇八	五三・〇七	五三・〇六	五三・〇五	五三・〇三	五三・〇二	五三・〇一
			五三〇五・〇〇			
その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸	亜麻糸	ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（精紡したものの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
C T H	C T H	C T H	C C	C C	C C	C C

			五四			
	五四・〇二	五四・〇一		五三・一一	五三・一〇	五三・〇九
				五三二一・〇〇		
再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを除く。）	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを除く。）	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	第五四類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用鞣皮繊維 <small>じん</small> の織物	亜麻織物
CC	CC	CC		CTH	CTH	CTH

							五五
五五・〇七	五五・〇六	五五・〇五	五五・〇四	五五・〇三	五五・〇二	五五・〇一	
五五〇七・〇〇					五五〇二・〇〇		
再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	合成繊維の長繊維のトウ	第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物
CC	CC	CC	CC	CC	CC	CC	

	五五・一三	五五・一二	五五・一一	五五・一〇	五五・〇九	五五・〇八
	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限り。）	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限り。）	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限り）とし、縫糸を除く。）	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	縫糸（人造繊維の短繊維のものに限り）とし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）
		CTH	CTH（第五五・〇九項又は第五五・一〇項の材料からの変更を除く。）	CTH	CTH	CTH

五五・一三・一九	五五・一三・二三	五五・一三・二二	五五・一三・一一	
その他の織物	ポリエステル短繊維のその他の織物	ポリエステル短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	漂白してないもの及び漂白したもの
CTH（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。）	CTH（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。）	CTH（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。）	CTH（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。）	

五五・一三・三九	五五・一三・三一		五五・一三・二九	五五・一三・二三	五五・一三・二一		
その他の織物	ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限る。）	異なる色の糸から成るもの	その他の織物	ポリエステル短繊維のその他の織物	ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限る。）	浸染したもの	
CTH（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。）	CTH（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。）		CTH	CTH	CTH		く。）

		五五・一四				
	五五・一四・一一		五五・一三・四九	五五・一三・四一		
	ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限る。）	漂白してないもの及び漂白したもの	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	その他の織物	ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限る。）	なせんしたもの
	CTH（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）			CTH	CTH	く。）

五五二四・二三	五五二四・二二	五五二四・二二		五五二四・一九	五五二四・一二
ポリエステル短繊維のその他の織物	ポリエステル短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜織りを含む。）のものに限る。）	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	浸染したもの	その他の織物	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜織りを含む。）のものに限る。）
CTH	CTH	CTH		CTH（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。）	CTH（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。）

五五・一五							
	五五二四・四九	五五一四・四三	五五二四・四二	五五二四・四一		五五二四・三〇	五五一四・二九
合成繊維の短繊維のその他の織物	その他の織物	ポリエステル短繊維のその他の織物	ポリエステル短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	なせんしたもの	異なる色の糸から成るもの	その他の織物
CTH	CTH	CTH	CTH	CTH		CTH（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）	CTH

							五五・一六
	五五・一六・一四	五五・一六・一三	五五・一六・一二	五五・一六・一一			
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%	なせんしたもの	異なる色の糸から成るもの	浸染したもの	漂白していないもの及び漂白したもの	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	
	CTH	CTH (第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。)	CTH	CTH (第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。)			

	五五 一六・二四	五五 一六・二三	五五 一六・二二	五五 一六・二二	
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの	なせんしたもの	異なる色の糸から成るもの	浸染したもの	漂白していないもの及び漂白したもの	未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
	C T H	C T H (第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。)	C T H	C T H (第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。)	

五五・一六・四一		五五・一六・三四	五五・一六・三三	五五・一六・三二	五五・一六・三一
漂白してないもの及び漂白したもの	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	なせんしたもの	異なる色の糸から成るもの	浸染したもの	漂白してないもの及び漂白したもの
CTH (第五五・〇九項から第五五・一一項までの各		CTH	CTH (第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。)	CTH	CTH (第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。)

五五二六・九二	五五二六・九一		五五二六・四四	五五二六・四三	五五二六・四二		
浸染したもの	漂白してないもの及び漂白したもの	その他のもの	なせんしたもの	異なる色の糸から成るもの	浸染したもの		
CTH	CTH (第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。)		CTH	CTH (第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項目の材料からの変更を除く。)	CTH		項目の材料からの変更を除く。)

			五六		
五六・〇三	五六・〇二	五六・〇一		五五・一六・九四	五五・一六・九三
異なる色の糸から成るもの	なせんしたもの	第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネツプ	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）
CTH（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）	CTH	CC	CC	CC	CC

五六・〇七	五六・〇六	五六・〇五	五六・〇四
	五六〇六・〇〇	五六〇五・〇〇	
ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものはプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品を芯に使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウエールヤーン	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）
CC	CC	CC	CC

五七							
	五六・〇九					五六・〇八	
	五六〇九・〇〇	五六〇八・九〇	五六〇八・一九	五六〇八・一一			
第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	その他のもの	その他のもの	漁網（製品にしたものに限る。）	人造繊維製のもの	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）	であるかないかを問わない。）
CC	CTH	CTH	CTH	CC			

		六三	六二	六一	六〇	五九	五八
六三・〇二	六三・〇一						
ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキット	毛布及び膝掛け	第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物	第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
CC	CC		CC	CC	CC	CC	CC

				六三・〇六	六三・〇五	六三・〇四	六三・〇三	
	六三〇六・一九	六三〇六・一二						
テント	その他の紡織用繊維製のもの	合成繊維製のもの	ターポリン及び日よけ	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンピング用品	包装に使用する種類の袋	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	チンリネン
	CC	CC			CC	CC	CC	

			六三・〇七					
六三〇七・九〇	六三〇七・二〇	六三〇七・一〇		六三〇六・九〇	六三〇六・四〇	六三〇六・三〇	六三〇六・二九	六三〇六・二二
その他のもの	救命胴衣及び救命帯	清掃用の布 床掃除用の布、皿洗い用の布、雑巾その他これらに類する	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	その他のもの	空気マットレス	帆	その他の紡織用繊維製のもの	合成繊維製のもの
CC	CC又はRVC四〇	CC		CC	CC	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇

	六四	第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品			
六四・〇一			六三・一〇	六三・〇九	六三・〇八
				六三〇九・〇〇	六三〇八・〇〇
防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）	第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品		ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	中古の衣類その他の物品	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテールブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）
CTH又はRVC四〇			CC	CC	CC

六六	六五					
		六四・〇六	六四・〇五	六四・〇四	六四・〇三	六四・〇二
第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれら	第六五類 帽子及びその部分品	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付け てあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、 ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲート ル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品	その他の履物	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジ ションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジ ションレザー製で、甲が革製のものに限る。）	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のも のに限る。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

			七〇	六九	六八	第一三部 石、プラスタ、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	六七	
七〇・〇三	七〇・〇二	七〇・〇一						
		七〇〇一・〇〇						
鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	ガラスのくず及び塊	第七〇類 ガラス及びその製品	第六九類 陶磁製品	第六八類 石、プラスタ、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	の部分品
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		

七〇・〇八	七〇・〇七	七〇・〇六	七〇・〇五	七〇・〇四	
七〇〇八・〇〇		七〇〇六・〇〇			
断熱用複層ガラス	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	わかないものとし、その他の加工をしたものを除く。）
項の材料からの変更を除	C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	C T H 又は R V C 四〇	

七〇・一四	七〇・一三	七〇・一一	七〇・一〇	七〇・〇九	
七〇一四・〇〇					
ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限り、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限り）、保存用ジャー及び栓、蓋その他これらに類する物品	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	く。）又はRVC四〇
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

七〇・一八	七〇・一七	七〇・一六	七〇・一五
ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかな いかを問わない。）	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の 建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型し たものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかな かを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザ イク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏 貼りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその 他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他 これらに類する形状の多泡ガラス	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯 正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、 曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに 限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれ らの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

	七一	第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身近用模造細貨類並びに貨幣				
七一・〇一			七〇・二〇	七〇・一九		
			七〇二〇・〇〇			
天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けた	第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身近用模造細貨類並びに貨幣		その他のガラス製品	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）	これらに類する細貨及びこれらの製品（身近用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身近用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	
CC			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		

						七一・〇二	
	七一〇二・三二		七一〇二・二九	七一〇二・二二		七一〇二・一〇	
加工していないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	工業用以外のもの	その他のもの	加工していないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	工業用のもの	選別していないもの	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	ものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）
CC又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		CC又はRVC四〇		

七一・〇八	七一・〇七	七一・〇六	七一・〇五				
	七一〇七・〇〇			七一〇四・九〇	七一〇四・二〇	七一〇四・一〇	
金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	銀を貼った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	その他のもの	その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。）	ピエゾエレクトリッククォーツ	を含む。）
	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

七一・一二	七一・一一	七一・一〇	七一・〇九					
	七二一一・〇〇		七二〇九・〇〇	七二〇八・二〇	七二〇八・一三	七二〇八・一二	七二〇八・一一	
貴金属又は貴金属を貼った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物	白金を貼った卑金属、銀及び金（二次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	白金（加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	金を貼った卑金属及び銀（二次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	マネタリーゴールド	その他の形状のもの（二次製品に限る。）	その他の形状のもの（加工していないものに限る。）	粉	マネタリーゴールド以外のもの
W O	C C又はR V C 四〇	C C又はR V C 四〇	C C又はR V C 四〇	C C又はR V C 四〇	C T H又はR V C 四〇	C C又はR V C 四〇	C C又はR V C 四〇	

第一五部 卑金属及びその製品							
	七一・一八	七一・一七	七一・一六	七一・一五	七一・一四	七一・一三	
	貨幣	身辺用模造細貨類	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	その他の製品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに 限る。）	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製の ものに限る。）	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った 金属製のものに限る。）	を含有するもの
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

							七二
七二・〇七	七二・〇六	七二・〇五	七二・〇四	七二・〇三	七二・〇二	七二・〇一	
鉄又は非合金鋼の半製品	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）	銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	フェロアロイ	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）	第七二類 鉄鋼
CTH（第七二・〇六項の材料からの変更を除く。）	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

七二・一六	七二・一五	七二・一四	七二・一三	七二・一二
鉄又は非合金鋼の形鋼	鉄又は非合金鋼のその他の棒	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。）	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）
CTH（第七二・〇八項から第七二・一五項までの各項の材料からの変更を除く。）	VC四〇	CTH（第七二・一三項の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH（第七二・〇八項から第七二・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇

				七二・一九	七二・一八	七二・一七	
七二・九・一三	七二・九・一二	七二・九・一一					
もの 厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	もの 厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	もの 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	品 ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	鉄又は非合金鋼の線	
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	く。）又はRVC四〇

七二一九・三二		七二一九・二四	七二一九・二三	七二一九・二二	七二一九・二一		七二一九・一四
厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	厚さが三ミリメートル未満のもの	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの	厚さが三ミリメートル未満のもの
CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

七二・二二二	七二・二二一	七二・二二〇	七二一九・九〇	七二一九・三五	七二一九・三四	七二一九・三三	七二一九・三二
ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	その他のもの	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH（第七二・一九項の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

	七二・二八	七二・二七	七二・二六	七二・二五	七二・二四	七二・二三
						七二二三・〇〇
	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の中空ドリル棒 金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	ステンレス鋼の線
	CTH（第七二・二七項の材料からの変更を除く。） 又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH（第七二・二五項の材料からの変更を除く。） 又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

							七四	七三	
七四・〇七	七四・〇六	七四・〇五	七四・〇四	七四・〇三	七四・〇二	七四・〇一			七二・二九
		七四〇五・〇〇	七四〇四・〇〇		七四〇二・〇〇	七四〇一・〇〇			
銅の棒及び形材	銅の粉及びフレーク	銅のマスターアロイ	銅のくず	精製銅又は銅合金の塊	粗銅及び電解精製用陽極銅	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	第七四類 銅及びその製品	第七三類 鉄鋼製品	その他の合金鋼の線
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

七四・一五	七四・一三	七四・一二	七四・一一	七四・一〇	七四・〇九	七四・〇八
	七四一三・〇〇					
銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	銅製の管	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	銅の線
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

			七五			
七五・〇三	七五・〇二	七五・〇一		七四・一九	七四・一八	
七五〇三・〇〇						
ニッケルのくず	ニッケルの塊	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	第七五類 ニッケル及びその製品	その他の銅製品	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）	有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品
CTH	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

				七六					
七六・〇四	七六・〇三	七六・〇二	七六・〇一		七五・〇八	七五・〇七	七五・〇六	七五・〇五	七五・〇四
		七六〇二・〇〇							七五〇四・〇〇
アルミニウムの棒及び形材	アルミニウムの粉及びフレーク	アルミニウムのくず	アルミニウムの塊	第七六類 アルミニウム及びその製品	その他のニッケル製品	ボー及びスリーブ	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	ニッケルの棒、形材及び線	ニッケルの粉及びフレーク
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

七六・一〇	七六・〇九	七六・〇八	七六・〇七	七六・〇六	七六・〇五	
	七六〇九・〇〇					
ば、橋、橋桁、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸 構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例え ば、橋、橋桁、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エル ボ―及びスリーブ）	アルミニウム製の管	アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・ 二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるか ないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補 強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミ リメートルを超えるものに限る。）	アルミニウムの線	CTH又はRVC四〇 又はRVC四〇
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH（第七六・〇四項の 材料からの変更を除く。） 又はRVC四〇	

七六・一四	七六・一三	七六・一二	七六・一一	
	七六一三・〇〇		七六一一・〇〇	
アルミニウム製のより線、ケーブル、組みもその他これらに	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

				七八			
七八・〇六	七八・〇四	七八・〇二	七八・〇一		七六・一六	七六・一五	
七八〇六・〇〇		七八〇二・〇〇					
その他の鉛製品	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク	鉛のくず	鉛の塊	第七八類 鉛及びその製品	その他のアルミニウム製品	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）	類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

		八〇							七九
八〇・〇二	八〇・〇一		七九・〇七	七九・〇五	七九・〇四	七九・〇三	七九・〇二	七九・〇一	
八〇〇二・〇〇			七九〇七・〇〇	七九〇五・〇〇	七九〇四・〇〇		七九〇二・〇〇		
すずのくず	すずの塊	第八〇類 すず及びその製品	その他の亜鉛製品	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	亜鉛の棒、形材及び線	亜鉛のダスト、粉及びフレーク	亜鉛のくず	亜鉛の塊	第七九類 亜鉛及びその製品
CTH	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH	CTH又はRVC四〇	

							八一		
						八一・〇一		八〇・〇七	八〇・〇三
八一〇一・九九	八一〇一・九七	八一〇一・九六	八一〇一・九四		八一〇一・一〇			八〇〇七・〇〇	八〇〇三・〇〇
その他のもの	くず	線	タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）	その他のもの	粉	タングステン及びその製品（くずを含む。）	第八一類 品 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製	その他のすず製品	すずの棒、形材及び線
CTSH又はRVC四〇	CTSH	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

	八一・〇三								八一・〇二
		八一〇二・九九	八一〇二・九七	八一〇二・九六	八一〇二・九五	八一〇二・九四		八一〇二・一〇	
	タンタル及びその製品（くずを含む。）	その他のもの	くず	線	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）	その他のもの	粉	モリブデン及びその製品（くずを含む。）
		CTSH又はRVC四〇	CTSH	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	

						八一・〇四			
八一〇四・九〇	八一〇四・三〇	八一〇四・二〇	八一〇四・一九	八一〇四・一一			八一〇三・九〇	八一〇三・三〇	八一〇三・二〇
その他のもの	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	くず	その他のもの	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八%以上のもの	マグネシウムの塊	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）	その他のもの	くず	タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及び粉
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTSH又はRVC四〇	CTSH	CTSH又はRVC四〇

								八一・〇五
			八一・〇七	八一・〇六				
	八一〇七・九〇	八一〇七・三〇	八一〇七・二〇	八一〇六・〇〇	八一〇五・九〇	八一〇五・三〇	八一〇五・二〇	
	その他のもの	くず	カドミウムの塊及び粉	カドミウム及びその製品（くずを含む。）	ビスマス及びその製品（くずを含む。）	その他のもの	くず	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）
	CTSH又はRVC四〇	CTSH	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH	CTSH又はRVC四〇	

	八一・一〇				八一・〇九				八一・〇八
八一〇・一〇		八一〇九・九〇	八一〇九・三〇	八一〇九・二〇		八一〇八・九〇	八一〇八・三〇	八一〇八・二〇	
アンチモンの塊及び粉	アンチモン及びその製品（くずを含む。）	その他のもの	くず	ジルコニウムの塊及び粉	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）	その他のもの	くず	チタンの塊及び粉	チタン及びその製品（くずを含む。）
CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH	CTSH又はRVC四〇	

					八一・一二	八一・一二		
		八一・二二・一九	八一・二二・一三	八一・二二・一二		八一・二一・〇〇	八一・二〇・九〇	八一・二〇・二〇
クロム	その他のもの	くず	塊及び粉	ベリリウム	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）	マンガン及びその製品（くずを含む。）	その他のもの	くず
	CTSH又はRVC四〇	CTSH	CTSH又はRVC四〇			CC又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH

八二二二・九九	八二二二・九二		八二二二・五九	八二二二・五二	八二二二・五一		八二二二・二九	八二二二・二二	八二二二・二一
その他のもの	塊、くず及び粉	その他のもの	その他のもの	くず	塊及び粉	タリウム	その他のもの	くず	塊及び粉
CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH	CTSH又はRVC四〇

						八三	八二	
					八三・〇一			八一・一三
八三〇一・五〇	八三〇一・四〇	八三〇一・三〇	八三〇一・二〇	八三〇一・一〇				八一・一三・〇〇
留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの	その他の錠	家具に使用する種類の錠	自動車に使用する種類の錠	南京錠 ^{きん}	卑金属製の錠（鍵を使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製の鍵	第八三類 各種の卑金属製品	第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	サーメット及びその製品（くずを含む。）
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇

八三・〇五	八三・〇四	八三・〇三	八三・〇二		
	八三〇四・〇〇	八三〇三・〇〇		八三〇一・七〇	八三〇一・六〇
卑金属製の書類とじ込み用具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びスト	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第九四・〇三項の事務所用の家具を除く。）	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	鍵（単独で提示するものに限る。）	部分品
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

八三・〇九	八三・〇八	八三・〇七	八三・〇六	
<p>卑金属製の栓及び蓋（王冠、ねじ蓋及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品</p>	<p>卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、二股リベット、ビーズ及びスパングル</p>	<p>卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）</p>	<p>卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡</p>	<p>リップ状ステープル（例えば、事務用、椅子張り用又は梱包用のもの）</p>
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

		八四	第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品		八三・一〇	
	八四・〇一				八三・一一	八三一〇・〇〇
八四〇一・一〇			第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品			
原子炉	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器				卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又は芯に充填したものに限り。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	CTH又はRVC四〇
						CTSH又はRVC四〇

				八四・〇二			
八四〇二・一九	八四〇二・二二	八四〇二・二一			八四〇一・四〇	八四〇一・三〇	八四〇一・二〇
その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	蒸気発生ボイラー	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるとラヒーター用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー	原子炉の部分品	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	同位体分離用機器及びその部分品
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

		八四・〇四			八四・〇三		
八四〇四・二〇	八四〇四・一〇		八四〇三・九〇	八四〇三・一〇		八四〇二・九〇	八四〇二・二〇
蒸気原動機用復水器	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器	部分品	ボイラー	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）	部分品	過熱水ボイラー
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

			八四・〇六			八四・〇五	
八四〇六・八一		八四〇六・一〇		八四〇五・九〇		八四〇五・一〇	八四〇四・九〇
出力が四〇メガワットを超えるもの	その他のタービン	タービン（船舶推進用のものに限る。）	蒸気タービン	部分品	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	部分品
CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

八四・〇九				八四・〇八	八四・〇七		
	八四〇八・九〇	八四〇八・二〇	八四〇八・一〇			八四〇六・九〇	八四〇六・八二
第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品	その他のエンジン	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	船舶推進用エンジン	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	部分品	出力が四〇メガワット以下のもの
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

			八四・一一						八四・一〇
八四二一・一二	八四二一・一一			八四二〇・九〇	八四二〇・一三	八四二〇・一二	八四二〇・一一		
推力が二五キロニュートンを超えるもの	推力が二五キロニュートン以下のもの	ターボジェット	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	部分品（調速機を含む。）	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	液体タービン及び水車	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		

八四・一二									
	八四一一・九九	八四一一・九一		八四一一・八二	八四一一・八一		八四一一・二二	八四一一・二二	
その他の原動機	その他のもの	ターボジェット又はターボプロペラのもの	部分品	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	その他のガスタービン	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	ターボプロペラ
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

八四・一三									
	八四二二・九〇	八四二二・八〇	八四二二・三九	八四二二・三一		八四二二・二九	八四二二・二二		八四二二・一〇
液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液	部分品	その他のもの	その他のもの	直線運動式（シリンダー式）のもの	気体原動機	その他のもの	直線運動式（シリンダー式）のもの	液体原動機	反動エンジン（ターボジェットを除く。）
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

八四一三・五〇	八四一三・四〇	八四一三・三〇	八四一三・二〇	八四一三・一九	八四一三・一一		
その他の往復容積式ポンプ	コンクリートポンプ	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）	ハンドポンプ（第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）	その他のもの	燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）	ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）	体エレベーター
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		

八四・一四								
	八四一三・九二	八四一三・九一		八四一三・八二	八四一三・八一		八四一三・七〇	八四一三・六〇
気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）	液体エレベーターのもの	ポンプのもの	部分品	液体エレベーター	ポンプ	その他のポンプ及び液体エレベーター	その他の遠心ポンプ	その他の回転容積式ポンプ
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八四一四・六〇	八四一四・五九	八四一四・五一		八四一四・四〇	八四一四・三〇	八四一四・二〇	八四一四・一〇
フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限定。）	その他のもの	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）	ファン	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシヤシを取り付けたものに限る。）	圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	真空ポンプ
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

					八四・一五		
八四一五・八二	八四一五・八一		八四一五・二〇	八四一五・一〇		八四一四・九〇	八四一四・八〇
その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブ（可逆式ヒートポンプ）を自蔵するもの	その他のもの	自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）	窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）	部分品	その他のもの
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八四・一七					八四・一六		
	八四一六・九〇	八四一六・三〇	八四一六・二〇	八四一六・一〇		八四一五・九〇	八四一五・八三
し、電気炉を除く。）	炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものと 部分品	メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機そ の他これらに類する機械を含む。）	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）	液体燃料用の炉用バーナー	炉用バーナー（液体燃料用、粉碎した固体燃料用又は気体燃 料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー（機械式火 格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）	部分品	冷却ユニットを自蔵しないもの
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

			八四・一八				
八四一八・二二		八四一八・一〇		八四一七・九〇	八四一七・八〇	八四一七・二〇	八四一七・一〇
圧縮式のもの	家庭用冷蔵庫	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	部分品	その他のもの	ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）	炉（鉍石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）
CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八四一八・六九	八四一八・六一		八四一八・五〇	八四一八・四〇	八四一八・三〇	八四一八・二九
その他のもの	ヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ	貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。）	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）	その他のもの
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

					八四・一九		
八四一九・二〇	八四一九・一九	八四一九・一一				八四一八・九九	八四一八・九一
医療用又は理化学用の滅菌器	その他のもの	瞬間ガス湯沸器	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。） であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。） もの（第八五・一四項の電気炉及びその他の機器を除く。）	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第八五・一四項の電気炉及びその他の機器を除く。）	その他のもの	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇				CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇
							部分品

	八四・二一					八四・二〇		
		八四二〇・九九	八四二〇・九一		八四二〇・一〇		八四一九・九〇	八四一九・八九
遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	その他のもの	シリンダー	部品	カレンダーその他のロール機	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー	部品	その他のもの
		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八四二二・三二		八四二二・二九	八四二二・二三	八四二二・二二	八四二二・二二		八四二二・一九	八四二二・二二	八四二二・一一
内燃機関の吸気用のろ過機	気体のろ過機及び清浄機	その他のもの	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	水のろ過用又は清浄用のもの	液体のろ過機及び清浄機	その他のもの	衣類脱水機	クリーム分離機
CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

			八四・二二二				
八四二二・一九	八四二二・一一			八四二二・九九	八四二二・九一		八四二二・三九
その他のもの	家庭用のもの	皿洗機	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充填用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機	その他のもの	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの	部分品	その他のもの
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

		八四・二三				
八四二三・二〇	八四二三・一〇		八四三二・九〇	八四三二・四〇	八四三二・三〇	八四三二・二〇
コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものと、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅	部分品	その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）	充填用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

	八四・二四					
		八四二三・九〇	八四二三・八九	八四二三・八二	八四二三・八一	八四二三・三〇
		分銅及び重量測定機器の部分品	その他のもの	最大ひょう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホツパースケールを含む。）
	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充填してあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇
					その他の重量測定機器	

八四・二六	八四・二五							
		八四二四・九〇	八四二四・八九	八四二四・八一		八四二四・三〇	八四二四・二〇	八四二四・一〇
デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリア及びクレーンを装備した作業トラック	プリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ	部分品	その他のもの	農業用又は園芸用のもの	その他の機器	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	スプレーガンその他これに類する機器	消火器（消火剤を充填してあるかないかを問わない。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八四・三一	八四・三〇	八四・二九	八四・二八	八四・二七
第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉤物用又は鉤石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウエー）	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

							八四・三三
	八四三三・四〇	八四三三・三〇	八四三三・二〇	八四三三・一九	八四三三・一一		
その他の収穫機及び脱穀機	む。 わら用又は牧草用のベローラー（ピックアップベローラーを含む。）	その他の乾草製造用機械	む。 その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）	その他のもの	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベローラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）
	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		

		八四・三四						
八四三四・二〇	八四三四・一〇		八四三三・九〇	八四三三・六〇	八四三三・五九	八四三三・五三	八四三三・五二	八四三三・五一
酪農機械	搾乳機	搾乳機及び酪農機械	部分品	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	その他のもの	根菜類又は塊茎の収穫機	その他の脱穀機	コンバイン
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

			八四・三六			八四・三五	
八四三六・二一		八四三六・一〇		八四三五・九〇	八四三五・一〇		八四三四・九〇
家きんのふ卵器及び育すう器	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器	飼料調製用機械	並びに家きんのふ卵器及び育すう器	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）	部分品	機械	部分品
CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇
						プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）	

			八四・三七					
八四三七・九〇	八四三七・八〇	八四三七・一〇		八四三六・九九	八四三六・九一		八四三六・八〇	八四三六・二九
部分品	その他の機械	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）	その他のもの	家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの	部分品	その他の機械	その他のもの
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

							八四・三八
	八四三八・一〇	八四三八・二〇	八四三八・三〇	八四三八・四〇	八四三八・五〇	八四三八・六〇	八四三八・八〇
	菓子、ココア又はチョコレート の製造機械	ベーカリー機械及びマカロニ、 スパゲッティその他これら に類する物品の製造機械	砂糖製造機械	醸造用機械	肉又は家さんの調製用機械	果実、ナット又は野菜の調製用 機械	その他の機械
	CTS H又はRVC 四〇	CTS H又はRVC 四〇	CTS H又はRVC 四〇	CTS H又はRVC 四〇	CTS H又はRVC 四〇	CTS H又はRVC 四〇	CTS H又はRVC 四〇
	<p>飲食料品の調製用又は製造用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）</p>						

	八四・四〇							八四・三九	
八四四〇・一〇		八四三九・九九	八四三九・九一		八四三九・三〇	八四三九・二〇	八四三九・一〇		八四三八・九〇
機械	製本用機械（製本ミシンを含む。）	その他のもの	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの	部分品	紙又は板紙の仕上げ用機械	紙又は板紙の製造機械	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械	部分品
CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

						八四・四一	
八四四一・九〇	八四四一・八〇	八四四一・四〇	八四四一・三〇	八四四一・二〇	八四四一・一〇		八四四〇・九〇
部分品	その他の機械	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	袋又は封筒の製造機械	切断機	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）	部分品
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

八四・四二				
八四・四三				
	八四四二・五〇	八四四二・四〇	八四四二・三〇	
印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	第八四四二・三〇号の機器の部分品	印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

八四四三・一六	八四四三・一五	八四四三・一四	八四四三・一三	八四四三・一二	八四四三・一一	
フレキソ印刷機	凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	その他のオフセット印刷機	オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でシートの一方が二センチメートル以下、他方が三センチメートル以下のもの）	オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）	印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

八四四三・九一		八四四三・三九	八四四三・三二	八四四三・三一		八四四三・一九	八四四三・一七
印刷機の部分品及び附属品（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印	部分品及び附属品	その他のもの	その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）	その他のもの	グラビア印刷機
CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八四・四八	八四・四七	八四・四六	八四・四五	八四・四四	八四四三・九九	
				八四四四・〇〇		
第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械 (例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャツ	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械	織機	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械	断機 人造纖維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切	その他のもの	刷に使用するものに限る。)
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

	八四四八・三一		八四四八・二〇	八四四八・一九	八四四八・一一	
針布	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	その他のもの	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械	ル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）
CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		

八四四八・五九	八四四八・五一		八四四八・四九	八四四八・四二		八四四八・三九	八四四八・三三	八四四八・三二
その他のもの	シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）	品 第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	その他のもの	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	織機又はその補助機械の部分品及び附属品	その他のもの	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー	紡績準備機械のもの（針布を除く。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

						八四・五〇	八四・四九
八四五〇・九〇	八四五〇・二〇	八四五〇・一九	八四五〇・一二	八四五〇・一一			八四四九・〇〇
部分品	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）	その他のもの	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）	全自動のもの	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇

					八四・五一
八四五二・三〇	八四五二・二九	八四五二・二二		八四五二・一〇	
アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む）	その他のもの	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	乾燥機	ドライクリーニング機	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペースタを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	

			八四・五二					
八四五二・二二		八四五二・一〇		八四五二・九〇	八四五二・八〇	八四五二・五〇	八四五二・四〇	
自動式のもの	その他のミシン	家庭用ミシン	並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、ミシン針	部分品	その他の機械	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	む。）
CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

					八四・五三			
	八四五三・九〇	八四五三・八〇	八四五三・二〇	八四五三・一〇		八四五二・九〇	八四五二・三〇	八四五二・二九
	部分品	その他の機械	履物の製造機械及び修理機械	機械 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品	ミシン針	その他のもの
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

			八四・五五					八四・五四
	八四五五・二一		八四五五・一〇	八四五四・九〇	八四五四・三〇	八四五四・二〇	八四五四・一〇	
熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせ たもの	その他の圧延機	管圧延機	金属圧延機及びそのロール	部分品	鑄造機	インゴット用鑄型及び取鍋 ^{くわ}	転炉	転炉、取鍋 ^{くわ} 、インゴット用鑄型及び鑄造機（冶金又は金属鑄造に使用する種類のものに限る。）
CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

	八四・五八	八四・五七	八四・五六			
				八四五五・九〇	八四五五・三〇	八四五五・二二
横旋盤	旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウオータージェット切断機械	その他の部分品	圧延機用ロール	冷間圧延のもの
		CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

	八四・五九					
八四五九・一〇		八四五八・九九	八四五八・九一		八四五八・一九	八四五八・一一
ウエイタイプユニットヘッド機	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウエイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）	その他のもの	数値制御式のもの	その他の旋盤	その他のもの	数値制御式のもの
CTH（第八五三七・一〇		CTH又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇

八四五九・四〇	八四五九・三九	八四五九・三一		八四五九・二九	八四五九・二一		
その他の中ぐり盤	その他のもの	数値制御式のもの	その他の中ぐりフライス盤	その他のもの	数値制御式のもの	その他のボール盤	
CTH（第八五三七・一〇	CTH又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇 号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇 号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇		号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇

八四五九・七〇	八四五九・六九	八四五九・六一		八四五九・五九	八四五九・五一		
その他のねじ切り盤及びねじ立て盤	その他のもの	数値制御式のもの	その他のフライス盤	その他のもの	数値制御式のもの	ひざ形フライス盤	
CTH（第八五三七・一〇	CTH又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇 号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇 号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇		号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇

					八四・六〇
	八四六〇・一九	八四六〇・一一			
その他の研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）	その他のもの	数値制御式のもの	平面研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）	
	CTH又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇			号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇

八四六〇・九〇	八四六〇・四〇	八四六〇・三九	八四六〇・三一		八四六〇・二九	八四六〇・二一
その他のもの	ホーニング盤及びラップ盤	その他のもの	数値制御式のもの	工具研削盤	その他のもの	数値制御式のもの
CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇

			八四・六一	
		八四・六二		
	八四六二・一〇			
鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー	鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工のものに限る。）	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	く。）又はRVC四〇
ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む）	CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇		CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇	

	八四六二・三九	八四六二・三二		八四六二・二九	八四六二・二二	
パンチングマシン及びノッチングマシン（パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）	その他のもの	数値制御式のもの	剪断機（プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を除く。）	その他のもの	数値制御式のもの	む。）
	CTH又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇	

八四・六四	八四・六三					
		八四六二・九九	八四六二・九一		八四六二・四九	八四六二・四一
石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類	その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）	その他のもの	液圧プレス	その他のもの	その他のもの	数値制御式のもの
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はRVC四〇

			八四・六七	八四・六六	八四・六五	
八四六七・一九	八四六七・一一					
その他のもの	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	ニューマチツクツール	手持工具（ニューマチツクツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）	する鉼物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

八四六七・九二	八四六七・九一		八四六七・八九	八四六七・八一		八四六七・二九	八四六七・二二	八四六七・二一	
ニューマチックツールのもの	チェーンソーのもの	部分品	その他のもの	チェーンソー	その他の工具	その他のもの	のこぎり	ドリル	電気式の原動機を自蔵するもの
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

八四・七〇	八四・六九					八四・六八	
	八四六九・〇〇	八四六八・九〇	八四六八・八〇	八四六八・二〇	八四六八・一〇		八四六七・九九
計算機並びにデータを記録し、再生し及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計	タイプライター（第八四・四三項のプリンターを除く。）及びワードプロセッサ	部分品	その他の機器	その他のガス式の機器	手持ち式トーチ	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができなにかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器	その他のもの
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

八四・七四	八四・七三	八四・七二	八四・七一	
<p>選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壤、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメ</p>	<p>第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）</p>	<p>その他の事務用機器（例えば、謄写機、宛名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）</p>	<p>自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機</p>
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

八四・七五									
	八四七四・九〇	八四七四・八〇	八四七四・三九	八四七四・三二	八四七四・三一		八四七四・二〇	八四七四・一〇	
電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用	部分品	その他の機械	その他のもの	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	コンクリート又はモルタルの混合機	混合機及び捏 <small>ね</small> 和 <small>か</small> 機	破碎機及び粉碎機	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	ント、プasterその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。)並びに鑄物用砂型の造型機
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

		八四・七六						
八四七六・二二			八四七五・九〇	八四七五・二九	八四七五・二二		八四七五・一〇	
加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	飲料の自動販売機	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）	部分品	その他のもの	光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械
CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	

			八四・七七					
八四七七・三〇	八四七七・二〇	八四七七・一〇		八四七六・九〇	八四七六・八九	八四七六・八一		八四七六・二九
吹込み成形機	押出成形機	射出成形機	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	部分品	その他のもの	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	その他の自動販売機	その他のもの
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

		八四・七八						
八四七八・九〇	八四七八・一〇		八四七七・九〇	八四七七・八〇	八四七七・五九	八四七七・五一		八四七七・四〇
部分品	たばこの調製用又は製造用の機械	たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	部分品	その他の機械	その他のもの	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	その他の機械（成形用機械に限る。）	真空成形機及びその他の熱成形機
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

								八四・七九
八四七九・七一		八四七九・六〇	八四七九・五〇	八四七九・四〇		八四七九・三〇	八四七九・二〇	八四七九・一〇
空港において使用する種類のもの	旅客搭乗橋	蒸発式空気冷却装置	産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）	綱又はケーブルの製造機械	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）
CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八四・八一	八四・八〇						
		八四七九・九〇	八四七九・八九	八四七九・八二	八四七九・八一		八四七九・七九
式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類	金属鑄造用鑄型枠、鑄型ベース、鑄造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鋳物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）	部分品	その他のもの	混合用、捏和用、破砕用、粉碎用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）	その他の機械類	その他のもの
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

		八四・八二							
八四八二・二〇	八四八二・一〇		八四八一・九〇	八四八一・八〇	八四八一・四〇	八四八一・三〇	八四八一・二〇	八四八一・一〇	
円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）	玉軸受	玉軸受及びころ軸受	部分品	その他の物品	安全弁及び逃がし弁	逆止弁	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	減圧弁	する物品用のものに限る。）
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

八四・八三							
	八四八二・九九	八四八二・九一		八四八二・八〇	八四八二・五〇	八四八二・四〇	八四八二・三〇
ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、弾み車、プリー	その他のもの	玉、針状ころ及びころ	部分品	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）	その他の円筒ころ軸受	針状ころ軸受	球面ころ軸受
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八四八三・六〇	八四八三・五〇	八四八三・四〇	八四八三・三〇	八四八三・二〇	八四八三・一〇	
クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	弾み車及びプリー（プリーブロックを含む。）	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocket その他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリユ、ローラースクリユ並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク	（プリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

				八四・八六		八四・八四
	八四八六・三〇	八四八六・二〇	八四八六・一〇			八四八三・九〇
	フラットパネルディスプレイ製造用の機器	半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器	品 半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、この類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール	単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocket その他の伝動装置の構成部品及び部分品
	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇

			八五			
	八五・〇三	八五・〇二	八五・〇一		八四・八七	
	八五〇三・〇〇				八四八六・九〇	八四八六・四〇
	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）	第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	この類の注9(C)の機器
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

					八五・〇四
八五〇四・二三	八五〇四・二二	八五〇四・二二	八五〇四・二二	八五〇四・一〇	
容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの	放電管用安定器	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター
CTSH（第八五〇四・二二） 一号又は第八五〇四・二二	CTSH（第八五〇四・二二） 一号又は第八五〇四・二三 号の材料からの変更を除く。 ）又はRVC四〇	CTSH（第八五〇四・二二） 二号又は第八五〇四・二三 号の材料からの変更を除く。 ）又はRVC四〇	CTSH（第八五〇四・二二） 二号又は第八五〇四・二三 号の材料からの変更を除く。 ）又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

八五〇四・三三	八五〇四・三二	八五〇四・三一		
容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のもの	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの	容量が一キロボルトアンペア以下のもの	その他のトランスフォーマー	
CTS H (第八五〇四・三 一号、第八五〇四・三二号 又は第八五〇四・三四号の	CTS H (第八五〇四・三 一号、第八五〇四・三三号 又は第八五〇四・三四号の 材料からの変更を除く。) 又はRVC四〇	CTS H (第八五〇四・三 二号から第八五〇四・三四 号までの各号の材料からの 変更を除く。)又はRVC 四〇		号の材料からの変更を除く。) 又はRVC四〇

	八五・〇五				
		八五〇四・九〇	八五〇四・五〇	八五〇四・四〇	八五〇四・三四
	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド	部分品	その他のインダクター	スタティックコンバーター	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの
		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH（第八五〇四・三一 号から第八五〇四・三三 号までの各号の材料からの 変更を除く。）又はRVC 四〇
					材料からの変更を除く。） 又はRVC四〇

				八五・〇六					
八五〇六・五〇	八五〇六・四〇	八五〇六・三〇	八五〇六・一〇		八五〇五・九〇	八五〇五・二〇	八五〇五・一九	八五〇五・一一	
リチウムを使用したもの	酸化銀を使用したもの	酸化水銀を使用したもの	二酸化マンガンを使用したもの	一次電池	その他のもの（部分品を含む。）	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ	その他のもの	金属製のもの	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

						八五・〇七			
八五〇七・六〇	八五〇七・五〇	八五〇七・四〇	八五〇七・三〇	八五〇七・二〇	八五〇七・一〇		八五〇六・九〇	八五〇六・八〇	八五〇六・六〇
リチウム・イオン蓄電池	ニッケル・水素蓄電池	ニッケル・鉄蓄電池	ニッケル・カドミウム蓄電池	その他の鉛蓄電池	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）	部分品	その他の一次電池	空気・亜鉛電池
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八五・〇九						八五・〇八		
	八五〇八・七〇	八五〇八・六〇	八五〇八・一九	八五〇八・一一			八五〇七・九〇	八五〇七・八〇
家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、	部分品	その他のもの	その他のもの	出力が一、五〇〇ワット以下のもの（ダストバッグ又はその他の容器（二〇リットル以下のもの）を有するものに限る。）	電動装置を自蔵するもの	真空式掃除機	部分品	その他の蓄電池
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

				八五・一〇					
	八五二〇・九〇	八五二〇・三〇	八五二〇・二〇	八五二〇・一〇		八五〇九・九〇	八五〇九・八〇	八五〇九・四〇	
	部分品	脱毛器	バリカン	かみそり	かみそり、バリカン及び脱毛器（電動装置を自蔵するものに限る。）	部分品	その他の機器	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機	第八五・〇八項の真空式掃除機を除く。）
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

							八五・一一
八五二一・九〇	八五二一・八〇	八五二一・五〇	八五二一・四〇	八五二一・三〇	八五二一・二〇	八五二一・一〇	
部分品	その他の機器	その他の発電機	スターター及び始動充電発電機	ディストリビューター及びイグニッションコイル	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及び弾み車式磁石発電機	点火プラグ	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニッションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

					八五・一四		
八五二四・九〇	八五二四・四〇	八五二四・三〇	八五二四・二〇	八五二四・一〇		八五二三・九〇	八五二三・一〇
部分品	その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	その他の炉	電磁誘導又は誘電損失により機能する炉	抵抗加熱炉	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	部分品	ランプ
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

							八五・一五
	八五一五・二九	八五一五・二二		八五一五・一九	八五一五・一一		
アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものと	その他のもの	全自動式又は半自動式のもの	金属用抵抗溶接機器	その他のもの	はんだごて及びはんだ付けガン	ろう付け用又ははんだ付け用の機器	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができなかないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器
	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		

		八五・一六				
	八五一六・一〇		八五一五・九〇	八五一五・八〇	八五一五・三九	八五一五・三一
器	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壤加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）	部分品	その他の機器	その他のもの	全自動式又は半自動式のもの
	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇
						し、金属用のものに限る。）

八五二六・六〇	八五二六・五〇	八五二六・四〇	八五二六・三三	八五二六・三二	八五二六・三一		八五二六・二九	八五二六・二二	
その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター	マイクロ波オーブン	電気アイロン	手用ドライヤー	その他の調髪用機器	ヘアードライヤー	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー	その他のもの	蓄熱式ラジエーター	電気式の暖房機器及び土壌加熱器
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

八五・一七						
	八五一六・九〇	八五一六・八〇	八五一六・七九	八五一六・七二	八五一六・七一	
電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第八四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項又は第八五・二八項の送受信機器を除く。）	部分品	電熱用抵抗体	その他のもの	トースター	コーヒーメーカー及びティーメーカー	その他の電熱機器
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

八五一七・六二	八五一七・六一		八五一七・一八	八五一七・一二	八五一七・一一	
音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）	基地局	その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）	その他のもの	携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	コードレス送受話器付きの有線電話機	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

					八五・一八	
八五二八・二二	八五二八・二二		八五二八・一〇		八五一七・七〇	八五一七・六九
複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたもの）	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）	マイクロホン及びそのスタンド	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	部分品	その他のもの
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八五・二二	八五・二一	八五・一九						
			八五二八・九〇	八五二八・五〇	八五二八・四〇	八五二八・三〇	八五二八・二九	
部分品及び附属品（第八五・一九項又は第八五・二二項の機	ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵 するかしないかを問わない。）	音声の記録用又は再生用の機器	部分品	電気式音響増幅装置	可聴周波増幅器	ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてある かないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組 み合わせたもの	その他のもの	のに限る。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

八五・二八	八五・二七	八五・二六	八五・二五	八五・二三	
モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放	ラジオ放送用の受信機器（同一の筐体 <small>きょうたい</small> において音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。）	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）	器に専ら又は主として使用するものに限る。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

	八五・三〇				八五・二九	
		八五三〇・九〇	八五三〇・八〇	八五三〇・一〇		
		部分品	その他の機器	鉄道用又は軌道用の機器	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）	送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）
八五・三一					第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	
		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇
					電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）	

				八五・三二二				
八五三二二・二二二	八五三二二・二二二		八五三二二・一〇		八五三二二・九〇	八五三二二・八〇	八五三二二・二〇	八五三二二・一〇
アルミニウム電解コンデンサー	タンタルコンデンサー	その他の固定式コンデンサー	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロボール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	部分品	その他の機器	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

		八五・三三二						
	八五三三三・一〇		八五三三二・九〇	八五三三二・三〇	八五三三二・二九	八五三三二・二五	八五三三二・二四	八五三三二・二三
その他の固定式抵抗器	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンシヨメーターを含むものとし、電熱用抵抗器を除く。）	部分品	可変式又は半固定式のコンデンサー	その他のもの	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）
	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八五・三五	八五・三四							
	八五三四・〇〇	八五三三・九〇	八五三三・四〇	八五三三・三九	八五三三・三一		八五三三・二九	八五三三・二一
電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	印刷回路	部分品	その他の可変抵抗器（ポテンシオメーターを含む。）	その他のもの	容量が二〇ワット以下のもの	巻線形可変抵抗器（ポテンシオメーターを含む。）	その他のもの	容量が二〇ワット以下のもの
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八五・三六	八五・三七	八五・三八	八五・三九
電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）及び光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第九〇類の機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第八五・一七項の交換機を除く。）	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

八五三九・三九	八五三九・三二	八五三九・三一		八五三九・二九	八五三九・二二	八五三九・二二		八五三九・一〇
その他のもの	水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ	熱陰極蛍光放電管	放電管（紫外線ランプを除く。）	その他のもの	その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。）	タングステンハロゲン電球	その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）	シールドビームランプ
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

			八五・四〇				
八五四〇・一二	八五四〇・一一			八五三九・九〇	八五三九・四九	八五三九・四一	
モノクロームのもの	カラーのもの	テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）	部分品	その他のもの	アーク灯	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

八五四〇・八一		八五四〇・七九	八五四〇・七一		八五四〇・六〇	八五四〇・四〇	八五四〇・二〇
受信管及び増幅管	その他の管	その他のもの	磁電管	マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）	その他の陰極線管	データ・グラフィックディスプレイ管（モノクロームのものに限る。）及びデータ・グラフィックディスプレイ管（カラーのものであって、蛍光体のドットスクリーンピッチが〇・四ミリメートル未満のものに限る。）	テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管 その他の光電管
CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

			八五・四一				
八五四一・二二		八五四一・一〇		八五四〇・九九	八五四〇・九一		八五四〇・八九
定格消費電力がワット未満のもの	トランジスタ（光電性トランジスタを除く。）	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子	その他のもの	陰極線管のもの	部品	その他のもの
CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

	八五・四二						
		八五四一・九〇	八五四一・六〇	八五四一・五〇	八五四一・四〇	八五四一・三〇	八五四一・二九
集積回路	集積回路	部分品	圧電結晶素子	その他の半導体デバイス	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード	サイリスタ、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）	その他のもの
		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

			八五・四三					
八五四三・三〇	八五四三・二〇	八五四三・一〇		八五四二・九〇	八五四二・三九	八五四二・三三	八五四二・三二	八五四二・三一
電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	信号発生器	粒子加速器	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	部分品	その他のもの	増幅器	記憶素子	プロセッサ及びコントローラ（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合してあるかないかを問わない。）
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八五・四六	八五・四五	八五・四四	八五四三・九〇	八五四三・七〇
がい子（材料を問わない。）	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	部分品	その他の機器
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

八六	第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品				
				八五・四八	八五・四七
		八五四八・九〇	八五四八・一〇		
第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式		その他のもの	蓄電池 一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池	一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切ったソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限り。）
		CTH又はRVC四〇	WO		CTH又はRVC四〇
		CTH又はRVC四〇			

					八七	
	八七・〇五	八七・〇四	八七・〇三	八七・〇二	八七・〇一	
	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）	貨物自動車	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限り、第八七・〇二項のものを除く。）	一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
		RVC四〇	RVC四〇	RVC四〇	RVC四〇	のものを含む。）

八七・〇九	八七・〇八	八七・〇七	八七・〇六	八七〇五・九〇	八七〇五・四〇	八七〇五・三〇	八七〇五・二〇	八七〇五・一〇
自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨	部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）	その他のもの	コンクリートミキサー車	消防車	せん孔デリック車	クレーン車
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	RVC四〇	RVC四〇	RVC四〇	RVC四〇	RVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

八七・一四	八七・一三	八七・一二	八七・一一	八七・一〇	
		八七・一一・〇〇		八七・一〇・〇〇	
部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項まで	身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるか否かを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるか否かを問わない。）及びサイドカー	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているか否かを問わない。）及びその部分品	物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	RVC四〇	RVC四〇	

八七二四・九五	八七二四・九四	八七二四・九三	八七二四・九二	八七二四・九一		八七二四・二〇	八七二四・一〇	
サドル	ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品	ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール	リム及びスポーク	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	その他のもの	身体障害者用又は病人用の車両のもの	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	の車両のものに限る。）
CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	

九〇	第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分及び附属品	八九	八八				
				八七・一六	八七・一五		
					八七一五・〇〇	八七一四・九九	八七一四・九六
第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、 検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれら の部分品及び附属品		第八九類 船舶及び浮き構造物	第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式 駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品	乳母車及びその部分品	その他のもの	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品
		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CC又はRVC四〇	CC又はRVC四〇

		九〇・〇六				九〇・〇五	九〇・〇四	
九〇〇六・三〇	九〇〇六・一〇		九〇〇五・九〇	九〇〇五・八〇	九〇〇五・一〇			九〇〇三・九〇
水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	製版に使用する種類の写真機	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）	部分品及び附属品（支持具を含む。）	その他の機器	双眼鏡	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	部分品
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

九〇〇六・六一		九〇〇六・五九	九〇〇六・五三	九〇〇六・五二	九〇〇六・五一		九〇〇六・四〇
せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）	写真用のせん光器具及びせん光電球	その他のもの	その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）	その他の写真機	インスタントプリントカメラ
CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

				九〇・〇七				
九〇〇七・九一		九〇〇七・二〇	九〇〇七・一〇		九〇〇六・九九	九〇〇六・九一		九〇〇六・六九
撮影機用のもの	部分品及び附属品	映写機	撮影機	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）	その他のもの	写真機用のもの	部分品及び附属品	その他のもの
CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇

			九〇・一〇			九〇・〇八	
九〇一〇・六〇	九〇一〇・五〇	九〇一〇・一〇		九〇〇八・九〇	九〇〇八・五〇		九〇〇七・九二
映写用又は投影用のスクリーン	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン	部分品及び附属品	投影機、引伸機及び縮小機	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	映写機用のもの
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

		九〇・一二					九〇・一一	
九〇一二・九〇	九〇一二・一〇		九〇一一・九〇	九〇一一・八〇	九〇一一・二〇	九〇一一・一〇		九〇一〇・九〇
部分品及び附属品	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	部分品及び附属品	その他の顕微鏡	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）	双眼実体顕微鏡	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）	部分品及び附属品
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

							九〇・一三
		九〇・一四					
九〇一四・二〇	九〇一四・一〇		九〇一三・九〇	九〇一三・八〇	九〇一三・二〇	九〇一三・一〇	
空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	羅針盤	羅針盤その他の航行用機器	部分品及び附属品	その他の機器	レーザー（レーザーダイオードを除く。）	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

						九〇・一五		
九〇一五・九〇	九〇一五・八〇	九〇一五・四〇	九〇一五・三〇	九〇一五・二〇	九〇一五・一〇		九〇一四・九〇	九〇一四・八〇
部分品及び附属品	その他の機器	写真測量用機器	水準器	経緯儀及び視距儀	測距儀	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水利計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀	部分品及び附属品	その他の機器
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

九〇・一八						九〇・一七	九〇・一六
	九〇一七・九〇	九〇一七・八〇	九〇一七・三〇	九〇一七・二〇	九〇一七・一〇		九〇一六・〇〇
電気機器及び視力検査機器を含む。） 医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用	部分品及び附属品	その他の機器	マイクロメーター、パス及びゲージ	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パ ントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並 びに手持ち式の測長用具（例えば、物差し、巻尺、マイクロ メーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）	はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、 分銅を附属させてあるかないかを問わない。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇

九〇二二・二九	九〇二二・二一		九〇二二・一九	九〇二二・一四	九〇二二・一三	九〇二二・一二	
その他の用途に供するもの	医療用又は獣医用のもの	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	その他の用途に供するもの	その他のもの（医療用又は獣医用のものに限る。）	その他のもの（歯科用のものに限る。）	コンピュータ断層撮影装置	エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

九〇・二五					九〇・二四		
	九〇二四・九〇	九〇二四・八〇	九〇二四・一〇		九〇・二三	九〇二二・九〇	九〇二二・三〇
置を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらを組み	部分品及び附属品	その他の機器	材料試験機(金属を試験するものに限る。)	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機(材料(例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック)の機械的性質を試験するものに限る。)	型 教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模	その他のもの(部分品及び附属品を含む。)	エックス線管
	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

		九〇・二六					
九〇二六・一〇			九〇二五・九〇	九〇二五・八〇	九〇二五・一九	九〇二五・一一	
液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マンメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）	部分品及び附属品	その他の機器	その他のもの	液体封入のもの（直読式のものに限る。）	温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	合わせた物品
CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		

				九〇・二七			
九〇二七・五〇	九〇二七・三〇	九〇二七・二〇	九〇二七・一〇		九〇二六・九〇	九〇二六・八〇	九〇二六・二〇
その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するも	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	クロマトグラフ及び電気泳動装置	ガス又は煙の分析機器	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクロトーム	部分品及び附属品	その他の機器	圧力の測定用又は検査用のもの
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

			九〇・三〇			
	九〇三〇・二〇	九〇三〇・一〇		九〇二九・九〇	九〇二九・二〇	九〇二九・一〇
電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器	オシロスコープ及びオシログラフ	電離放射線の測定用又は検出用の機器	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器	部分品及び附属品	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品
	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

九〇三〇・八九	九〇三〇・八四	九〇三〇・八二		九〇三〇・四〇	九〇三〇・三九	九〇三〇・三三	九〇三〇・三二	九〇三〇・三一
その他のもの	その他のもの（記録装置を有するものに限る。）	半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器	その他の機器	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）	その他のもの（記録装置を有するもの）	その他のもの（記録装置を有しないもの）	マルチメーター（記録装置を有するもの）	マルチメーター（記録装置を有しないもの）
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇

								九〇・三二	
九〇三二・九〇	九〇三一・八〇	九〇三一・四九	九〇三一・四一		九〇三一・二〇	九〇三一・一〇			九〇三〇・九〇
部分品及び附属品	その他の機器	その他のもの	半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及び フォトマスク又はレチクル（半導体デバイスの製造に使用 するものに限る。）の検査用の機器	その他の光学式機器	テストベンチ	釣合試験機	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを 除く。）及び輪郭投影機		部分品及び附属品
CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇

九一								
	九〇・三三三							九〇・三三二
	九〇三三三・〇〇	九〇三三二・九〇	九〇三三二・八九	九〇三三二・八一		九〇三三二・二〇	九〇三三二・一〇	
第九一類 時計及びその部分品	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）	部分品及び附属品	その他のもの	液体式又は気体式のもの	その他の機器	マノスタット	サーモスタット	自動調整機器
	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇		CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

九一・〇七	九一・〇六	九一・〇五	九一・〇四	九一・〇三	九一・〇二	九一・〇一
九一〇七・〇〇			九一〇四・〇〇			
タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有す	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	その他の時計（携帯用時計を除く。）	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

			九一・一一		九一・一〇	九一・〇九	九一・〇八
九一一・八〇	九一一・二〇	九一一・一〇					
その他のケース	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめぐしてあるかないかを問わない。）	ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	携帯用時計のケース及びその部分品	時計用ムーブメント	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）
CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇			CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇

九四	第二〇部 雑品	九三	第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	九二					
					九一・一四	九一・一三	九一・一二		
									九一・一一・九〇
第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、		第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品		第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品	その他の時計の部分品	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	部分品	部分品
CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	

		九六	九五	
九六・〇二	九六・〇一			
九六〇二・〇〇				
植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに 限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限 る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天 然ガム、天然レジン又はモデリングペーパーストから製造したも の）	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有 する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工し たものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したもの に限るものとし、成形により得た製品を含む。）	第九六類 雑品	第九五類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分 品及び附属品	クッションその他これらに類する詰物をした物品 並びにランプその他の照明器具（他の類に該当す るものを除く。）及びイルミネーションサイン、 発光ネームプレートその他これらに類する物品並 びにプレハブ建築物
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	

	九六・〇三			
		九六・〇四		
		九六・〇五		
		九六〇五・〇〇		
			九六〇四・〇〇	
				<p>のに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品</p>
			<p>ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部品品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）</p>	
			<p>手ふるい</p>	
			<p>トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）</p>	
			<p>ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク</p>	
	九六・〇六			
				<p>C T H 又は R V C 四〇</p>
				<p>C T H 又は R V C 四〇</p>
				<p>C T H 又は R V C 四〇</p>

	九六・〇九		九六・〇八				九六・〇七
				九六〇七・二〇	九六〇七・一九	九六〇七・一一	
	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テールースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	部分品	その他のもの	卑金属製の務歯を取り付けたもの	スライドファスナー及びその部分品
	CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

	九六・一〇	九六一〇・〇〇	石盤、黑板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	CTH又はRVC四〇
	九六・一一	九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションステイック及びこれを有する手動式印刷用セット	CTH又はRVC四〇
	九六・一二		タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	CTH又はRVC四〇
九六一三・一〇	九六・一三		たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及び芯を除く。）	CTSH又はRVC四〇

九六・一六	九六・一五	九六・一四	九六一三・九〇	九六一三・八〇	九六一三・二〇	
		九六一四・〇〇				
香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	らに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	部分品	その他のライター	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	詰替えができるものを除く。）
CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	CTSH又はRVC四〇	

九七	第二部 美術品、収集品及びこつとう			
		九六・一九	九六・一八	九六・一七
		九六一九・〇〇	九六一八・〇〇	九六一七・〇〇
第九七類 美術品、収集品及びこつとう		生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わな い。）	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他 ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及び その部分品（ガラス製の内部容器を除く。）
CTH又はRVC四〇		CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇	CTH又はRVC四〇